

## 第1回 ジェトロ環境社会配慮ガイドライン改定WG 会合

日時：2003年1月30日（水）10：00～12：00

場所：ジェトロ本部 6階 H 会議室

次第：

1. 事務連絡（事務局）
2. 今後のWGの進め方確認（村山WG座長）
3. 改定レビュー
4. 次回会合日程決定

<事務連絡>

佐々木主幹：

原科先生がまだ、委員長がいらっしゃらないんですけど、時間、もう10時になりましたので、そろそろ始めさせていただきます。

お忙しいところ、わざわざお出でいただき、ありがとうございます。

田中委員：

今、先生、いらっしゃいました。

原科委員長：

ごめんなさい。

佐々木主幹：

ありがとうございます。では、改めまして、おはようございます。よろしくお願いたします。審議まで、こちらのほうで進行させていただきますので、よろしくお願いたします。

配付資料の確認ですけど、4種類ありますけども。不備がございましたら、お申し付けください。

それから、通常どおり、録音をさせていただきます。発言の前にお名前を言っていただきますと、議事録の作成が楽になりますので、よろしくお願いたします。

それから、出席者のご紹介。改めてご紹介する必要はないと思いますが、前回第12回の委員会で、6人の委員の方に、ワーキンググループに参加していただくということ

を確認いたしました。プラス、ジェトロ側。それから、あるいは必要があれば外部の講師を、ゲストとしてお招きするというのも、途中で考えていきたい、というふうに思います。

それから次に、今回の座長の件でございますけれども、前回、第12回の際に、原科先生から、村山先生にお願いするというところでございましたけれども、村山先生ということではよろしいでしょうか。

村山委員：

嫌だと言えどもどうなりますか。

佐々木主幹：

承認いただいて、ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

それから、最後にスケジュールになりますけれども、スケジュールは、厳密には、ガチガチに決めることはできないんですけど、今後、半年間で、だいたい月1回のペース、5～6回の開催で、方向性が出ればということで考えていただければと思います。

8月ごろに、2013年度第1回の委員会を開催いたしますけれども、ここで改定内容を報告して、これで委員会の承認を得る。その後、ジェトロ内部の規定改定手続きを経て、10月ごろから、新ガイドラインを施行する、ということで考えたいと思います。

ただし、実際の案件形成への適用を行いますと、13年度はもうすでに開始されているわけですから、実際は14年度分から適用、ということになると思います。こちら辺のスケジュールは、絶対10月まで、ということではございませんので、若干延長することは、可能かということです。

事務局からは、以上でございます。この後、村山先生のほうで、今後のワーキンググループの進め方等について、お話をいただければというふうに思います。

では、村山先生、お願ひいたします。

<今後のWGの進め方確認>

村山座長：

はい。ちょっと前回のワーキングも欠席をしていますので、要領を得ないところもあると思いますが、よろしくお願ひいたします。

では、2番目の「ワーキングの進め方の確認」ということですが、まだ案も何も出ていませんので、どうでしょうか。何か、事務局から、案をご提示いただくか、あるいは委員の方からご意見を……。

作本審査役：

ちょっと事務局のほうから。進め方があるかと思えますから、ちょっとお話しさせていただきます。

朝早くから、本当にありがとうございます。今回、このガイドラインの見直しというように、これはガイドラインの中の6号に書いてありますので、「総括」と。「5年以内に総括的検討を行い、必要に応じては改定を行う」というようなことが書いてあります。それに基づいて、ワーキンググループを設置させていただいた次第であります。

ガイドラインの改定をどのように、当初進めるかということは、もう村山委員長、あるいは委員の方をお願いしたいと思うんですけども。何しろ、私もワーキンググループの委員の方は、むしろ当時参加されていたんですが、事務局のほうで、当時の会議に参加してなかったということがありますので、むしろ皆さま方に、この策定段階での議論を思い起こしていただきながら、議論していただければと思います。そういう意味で、私どもに何か見落としがある場合には、またご修正等、お願いいたしたいと思います。

ちょっと思い起こしていただくために、前のガイドラインの策定委員会というのは、2006年に発足いたしまして、公開が17回、非公開が11回ということで、合計28回の会合を重ねております。2007年のうちにこの会合を行いまして、2008年の1月から適用になるんですが、その直前には、38日間のいわゆるパブコメというんでしょうか、一般公開で議論を仰ぐと、このような過程を経ております。当時、ここにいらっしゃる方、委員の方ですが、学識者4名、NGO4名、あるいは産業界が2名、政府機関2名、METIから2名というようなことで、当時の策定のための委員会は構成されておりました。

以上のようなことが、これまでの。全体のガイドラインの構成を、私が皆さま方に申し上げるのも何ですけれども、ガイドラインの全体構成は、今、お手元にお配りされているガイドラインの表紙の裏にあるかと思うんですが、全体で3部から構成されております。おさらいになるかと思うんですけど、第I部が「基本的事項」、2番目が「貿易・投資促進事業における環境社会配慮」、第III部が「案件形成調査事業における環境社会配慮」というような構成になっております。

この第I部と第II部につきましては、どちらかといえば、今、資料等で見る限りは、委員の方々が中心になって、つくられているような気がいたします。第III部になりますと、若干手続き等が入っておりますから、実務の方の意見が相当汲み入れられていたんじゃないか、というふうに私どもは考えております。

進め方といたしましては、村山委員長のほうから、進め方を皆さんとご協議の上、考えていただければと思います。

何でしたら、村山委員長は。私自身はちょっと個人的に……。よろしいですか。座長でよろしいですか。

村山座長：

よろしいなんて、座長で……。

作本審査役：

座長でよろしいですか。はい、分かりました。

村山座長：

それでは、何かご提案があれば。

作本審査役：

じゃあ、すみません、作本のほうからもう一度なんですが。

村山座長には、むしろ議論そのものをリードしていただくというか、中心になっていただくということで、私ども事務局としては、この5回ないし6回なりの間に、作業工程を終えなきゃいけないので。そういうことで、私のほうから、「このパラグラフ、次はいかがですか」というような読み込みの段階での進行役を、補佐としてさせていただければと思うんですが。議論そのものは、村山座長に中心になって行っていただくと、そんな感じでいかがでしょうか。

村山座長：

はい。何か、委員のほうからご意見等……。

松本委員：

松本ですけども、前回のお話について、村山先生はいらっしやらなかったこともあって、もしかしたらレビューしたほうがいいかなと思うんですね。

つまり、現在行われているコメントを収集して、昨年度というか、本年度の案件形成促進についての議論というのは、ちょっとまだ終わってませんよね。それを踏まえて次に進む、という議論も、前回あったかと思しますので、もしよろしければ、前回のワーキンググループの簡単な振り返りをしたほうがいいような気がするんですが。

村山先生というか、たまたまそのとき、いらっしやらなかったですね。なので、もし……。私は必要があるんじゃないかな、と思うんですが。

ポイントは2つあって、一つは、今年の場合案件形成促進調査のレビューとの、我々の審査というか、それとの関係をどういうふうに議論したかということと、もう一つは、経済産業省が出す書類ですよ。公示する書類との関係をどうするかという、2つの議論が前回あったと思うので、そのことについては、いったんここでおさらいをしておいたほうがいいのか、気がするんですが、いかがでしょうか。

村山座長：

今の点に関する、何か書類みたいな、メモみたいなもの、ありますか。

作本審査役：

メモ、前回、全体の諮問委員会でご報告したときのメモを持ってきております。

実は、村山座長には、直前にはご報告してあるんですけど、ただ、前回の全体の諮問委員会に出られなかった方、もしおられれば、今の……。

佐々木主幹：

前回、まとめをされたときの4点か5点あったと思いますが、それをちょっと簡単に。

作本審査役：

よろしいですか。じゃあ、ちょっと、本当に簡単にご紹介させていただきます。

いわゆるフリーなワーキンググループの会合に先立つということで、議事録は残しておりません。ただ、ここで意見交換された内容としましては、次の、主に4点になるのではないかと思います。

一つ目は、特に松本さんからご指摘があったんですが、案件ごとに熟度が異なると。これについてガイドラインはどのように対応すべきか、というような、一番大事なところが抜けてると。まず、これが一番ですね。

2番目、ガイドラインに、実際に今、触れている報告書がほとんどありません。作成された報告書の中で、ジェトロガイドラインに言及するような記述というのは、ほとんど見られませんし、今、私が見ている来年度向けの報告書の——来年度って、今年度末に印刷予定の、21件から25件の報告書においても、まず「ジェトロガイドライン」という文言は見られない、という現状があります。見落としがあったら申し訳ない、ほぼ見られないと。

そういうことで、METIに対して、この報告書マニュアルの作成段階で、ガイドラインに触れていただくような働きというものはできないものだろうか、というようなことを、お話しになりました。METIの場合に、担当課の側から非公式に打診してみる、というようなところが話として出たわけです。

3つ目が、JICAの側に「協力準備調査」というのがあります。私ども、この円借款の案件というのが、ジェトロから、ジェトロで報告書をつくった後に、JICA側に送られるということがよくあるわけですが、ジェトロでは、もうすでに、報告書をつくるなり、あるいは、ある程度の調査を終えたからということで、JICA側にとっての審査漏れが生じているのではないかと、というようなことが質問としてありました。これについては、担当課がJICAに確認します、というようなところに、この段階ではなっております。

次が、4番目は、ガイドラインの改定の骨子として、いろいろ議論はあるところかと思うんですけど、村山座長から出していただいたメモが——当時でありますけども——大いに参考になるだろうと。

今後の改定の手順としては、見直し骨子を。骨子をまず先に固めて、ワーキンググループによる作業を年度内中心に行う、ということが出ました。また、時期については、今、変更があったことは言うまでもありません。

あともう一つ、ガイドラインの同じことで、関連ですけれども、ガイドラインの改定自体は、急ぐことを主眼とすべきではもちろんなくて、適用開始、望ましくはこの春だったわけですが、その適用開始に、仮に遅れが生じて、これは仕方がない、と考える立場のほうがいいのではないかなというようなことを、フリーなトーキングの報告として、前回の全体諮問委員会で、ご紹介させていただきました。

また、時間が経過しておりますし、全体諮問委員会の中での議論がありましたから、若干それにまた追加された議論内容があるかもしれませんが、だいたい以上のようなことです。

村山座長：

ありがとうございます。今のまとめで、何か追加すべき点、ありますでしょうか。その後の進捗なんかも含めて。特によろしいですか。

それでは、今のお話、ガイドライン全体に関わることもありますが、特に第Ⅲ部ですね。案件形成調査の内容について、かなり関わる内容があるかな、というふうに思いますので。おそらく議論の中心は第Ⅲ部だとは思いますが、ガイドラインとしては、第Ⅰ部、第Ⅱ部もありますので、その点も含めて、できるだけ手際よくご議論をお願いしたい、と思いますが、よろしいでしょうか。

それで、具体的にどういうふうに進めるかということなんですけれども、あまり回数は多くないんで、できるだけ、もうやれるところは早くやって、議論すべきところは重点的にやりたい、というような気がしてます。

そういう意味では、おそらく第Ⅲ部が、相当、時間をかけてやらないといけない。逆に第Ⅰ部、第Ⅱ部は、ある程度、もう実態と合っていないところが分かってきている、という気もするんで、その辺りを先に議論をしてやっていく、という方向でいいかな、という気がするんですけど、どうでしょうか、そのようなかたちで。

佐々木主幹：

例えば、今日は第Ⅰ部、第Ⅱ部から、最初のほうからレビューして。今回、第1回目は修正を口頭で、委員の方から加えていただいて、それを整理して、次回までに、事務局が提出するというぐらいのテンポで考えたいんですが、いかがでしょうか。

村山座長：

時間の関係で、もし余裕があれば、第Ⅲ部も。

佐々木主幹：  
そうですね。

村山座長：  
論点については、お話ししておきたいと思います。

佐々木主幹：  
そうですね。

村山座長：  
そんな感じで、よろしいでしょうか。  
それでは、第Ⅰ部、第Ⅱ部を中心に、修正・改正すべき点を挙げていただいて、次回、その点について具体的な案をきれいにするというようなかたちにしたいと思います。  
第Ⅰ部から、できれば事務局のほうからお願いします。進行をお願いします。

<改定レビュー>

作本審査役：  
はい。じゃあ、私が進行ということで。どういたしましょう、パラグラフごとに行ったほうがいいですか。あるいは、第Ⅰというの、最初、長いんですけど。1ページほどあるんで、基本理念なんですが。まとめてというのは、ちょっと議論が長いでしょうかね。

原科委員長：  
番号で……。

作本審査役：  
はい。じゃあ、作業手順ということで、第Ⅰ部の基本的事項の、まず基本理念。パラグラフごとに進めるといったことで、最初の3行、これはいかがでしょうか。  
独立行政法人とかって、入れる必要はないですよ。

原科委員長：  
独立行政法人、何か、タイミングいつかって、読んでると「いつなの」って思っちゃう。タイミングを変えたほうがいいのかもしれない。どうですか、これは。もし独立行政法人って、いちいち書いてあるんだけど……。

作本審査役：

通常は使っているんですか。

村山座長：

総務課長、いかがですか。

仲條総務課長：

はい。付けてもらって。

佐々木主幹：

まあ、付けましょう。

作本審査役：

その下の「半世紀を経ようとする」というところ——ちょっと先に行っちゃうんですけど——なんですが、独立行政法人としてつくっていたのが2003年。

原科委員長：

そうですね。もしないと、次に、「前身になっている」とならないですね。

作本審査役：

そうですね。

村山座長：

今おっしゃったのは、半世紀というのが、時間が経っているということですか。

原科委員長：

2003年に独立行政法人になったけども、その前からずっとやってたってね。それを継承したいと。

佐々木主幹：

これ、何か、振興会が下にあるので、上には独立行政法人と付けますか。

仲條総務課長：

はい。

佐々木主幹：



取りあえず、いいですかね。付けて違和感はないと思います。

村山座長：

先ほどの半世紀ですけれど、2003年だと、もう10年経っているので、その辺りはいいんですかね。

原科委員長：

半世紀以上か。

村山座長：

ちょっとそこも……。

佐々木主幹：

このパラグラフは、その前身である、貿易振興会と、含めてということですので。

村山座長：

ちょっと細かい部分ですけど、少しご検討いただいて……。

佐々木主幹：

分かりました。

原科委員長：

まあ、事実関係は、分かりやすくしたほうがいいと思います。

仲條総務課長：

アジア経済研究所もありますので、そこは前身というか、日本貿易振興会時代に統合したものとではありますけども。特に今回は、この中身とアジ研の業務というのは、クレームは今のところ来ていないとは思いますが……。

佐々木主幹：

まあ、ここら辺は、ちょっとご検討させていただきたいと……。

原科委員長：

2007年ですから、もう、ここができたのがね、だいたい。6年経っているから、いろんな表現をちょっと変えないと……。

作本審査役：

ありがとうございます。

もうすでに、議論は第2パラグラフに入っていますけれども、第2パラグラフの内容としましては、前半がジェトロの役割なんですけど、同時に、80年代後半は、という第2パラグラフ最後の部分では、「地球温暖化問題が課題となっている」というところが入り込んできて。ここら辺までが第2パラグラフかと思うんですけど、ここまででいかがでしょうか。

佐々木主幹：

先ほど総務課長からご指摘があったように、これは事業を前提でつくっていますので、アジア経済研究所のことは、一言もなかったりしますので、ちょっと入れたほうがいいかなという感じが。そこら辺は多分、事務局である程度考えて、ご提案したほうが、スムーズに進むんじゃないかなと思いますので。

原科委員長：

そうですね、はい。じゃあ、そうしてください。

佐々木主幹：

ええ。

原科委員長：

そのほうがいい。

村山座長：

特に、入っていない積極的な理由はないわけですね、アジア経済研究所が。

仲條総務課長：

ないと思います。

作本審査役：

この辺りの時代背景の読み方は、いかがですか。50年代、60年代から都市公害というのは。今はもっと地球レベルでの、1980年代以降と、かなり時間的にはずれている。すみません、ずれているって失礼ですけど、遅れている文章かなという……。

原科委員長：

どういう感じがいいのかな。

産業都市型公害って、我々の環境研究の場合だと産業型公害と都市型公害、分けているんで、中黒でつながれちゃうと、ちょっとね。都市型公害というのは80年代以降で、70年代ぐらいまでは、いわゆる産業型公害。70年代を境に、そこでシフトしてきた。だから、地球環境問題も、国際的にプローブされたのは90年代に入るところからですね。余計なことを言うときりがないから、やめとこ、。

柳副委員長：

50年代から60年代というのは、先進国の話をしているわけですよね。だから、それがもうちょっと分かるように書いたほうがいいかもしれないな、と思うんですけど。そういった先進国の経験した産業都市型公害というのが波及していく、という書きぶりになっているんですけども。

原科委員長：

この「各国」というのが、広がっちゃいますよね、先進国までね。

村山座長：

ちょっと、どこまで細かくやるのか、あまりここは……。

田中委員：

そうですね。

(話者輻輳)

原科委員長：

ただ、入り口だったらちょっとみっともないと、よくないから。だけど、ここで時間を使うのはもったいない。

作本審査役：

もったいないですね。

村山座長：

ほかにご意見ありますか。

もしないようであれば、以前のご意見もちょっと……。

作本審査役：

じゃあ、次の「こうした状況は」というところから、「また、」の前の、次のパラグラフでいかがでしょうか。

ODA 事業と、あと赤道原則辺りに触れている内容であります。

松本委員：

制定されているというよりは、もはや改定が進んでいますからね。

作本審査役：

もう何か国も、いくつもの銀行が、この赤道原則を適用しているとかって……。

松本委員：

もう改変が進んでいますからね。

作本審査役：

ええ。

原科委員長：

この辺もそうね。時代の変化。

作本審査役：

時代変化は改変してないかも。

原科委員長：

「赤道原則などにより配慮が進められている」とかね。

作本審査役：

ここで、特に謳っておくようなことはありますか。これはかなり古い内容かと思うんですけど。改定があった……。

松本委員：

定着したんじゃないですか、これは。

作本審査役：

もうこれはね。赤道原則、定着して動いていますよね。

松本委員：

制定されてるというよりは、もう国際的なルールとして定着してきている、という感じじゃないかと。

作本審査役：

むしろ、これ以外に何か追加するようなことは……。

原科委員長：

国際的なルールで、どうでしょうと。この数年間で大きな変化があったのか。

仲條総務課長：

やっぱり、細かく書き過ぎても、また改定しなきゃいけないですね。

作本審査役：

そうですね。

村山座長：

特になければ、次行ってよろしいですか。

作本審査役：

よろしいですか。はい。

では、次のパラグラフ、「また」から、「努力すると明記している」という7~8行分ではありますが、CSRの動き、あとOECDの多国籍企業関連のあるグローバル・コンパクト、このようなところが……。ごめんなさい、前半でまず切りましょう。4行で、「CSRの観点から改定した」という、国際的なその動き。これは、よさそうですね。

特に、これ以外に注目することはないですよ。こんな内容で。何かありますか？

柳副委員長：

「強く問われる時代」と言ってるけども、そういうような段階はもう過ぎているような気がしますけど。

作本審査役：

そうですね。定着しつつありますね。

柳副委員長：

「問われる時代」と言ってるけども、もっとそれは定着する、先ほどの赤道原則と同じように、もうそういうかたちになってるんじゃないですかね、社会実態は。

作本審査役：

じゃあ、定着という感覚で。

原科委員長：

そういう表現、そういう意味のね。「社会的責任が必要条件になっている」とか、そんな表現でいいんじゃないですか。

作本審査役：

よろしいでしょうか、このCSRのところ。

じゃあ、次のパラグラフは、今度、ジェトロがどういう考え方を取ってきたかということ。今、私も調べてきましたら、第3期中期計画というのに、2011年から入っています。この文章が「国民に対して、何とかの措置」という、ここの項目名はそのままなんですけど、「時代の要請を受け」というところがちょっと気になることと、あと「環境及び社会的影響」の次なんですけど、「～の回避・最小化」、この文言が削除されて、「～に対する」に表現が変わっておりますので、全体としては大きく変わっておりませんが、それに置き換えることとなります。

原科委員長：

どういう表現になっているんですか。

作本審査役：

下の「職員その他の関係者の環境及び社会的影響に対する意識を高め」という、そういうような表現になっております。

原科委員長：

何か弱くなっている。「回避・最小化」というのが弱くなっている。

作本審査役：

というふうに私も思ったんですが。

原科委員長：

全然違うじゃない。

「～に関する意識」だけじゃしょうがない。「回避・最小化」というのはアクションだもんね。意識だけで、行動が伴わないじゃあ、しょうがないね。そんなふうに出したの。

柳副委員長：

歴史的な流れをこう書くと、何かトーンダウンしていったらうんだね。ちょっとここは工夫が必要かもしれない。

村山座長：

計画の内容をアップデートという方法もありますが、ただ、それがずっと続くまでないですね。ガイドラインが去年改定、そんなにされないとすれば、あんまり計画の内容をここで書くのがいいのかなんですよね。

作本審査役：

そうですね。毎回書かなきゃいけないんですよね。

村山座長：

もうちょっと何か、基本的な方針みたいなものがジェトロにあれば、そこを書いていただくといいのかなと。

柳副委員長：

だから、第2期長期計画を経て、第3期中期計画で、こうこうこういうようなことをターゲットにやっているようなことが書ければいいなどは思いますけどね。

作本審査役：

ただ、文言から見ると、その違いはむしろ明確ではない。比べるほどの、むしろ原科先生がおっしゃったような表現上の違いぐらいしか読み取れないんですが。それ以外に触れている箇所はありません。

松本委員：

業務指針から……。

仲條総務課長：

行動憲章と書いてある。

作本審査役：

行動憲章？

仲條総務課長：

ええ、そこにも書いてあります。こういう4年ごとのものより、もっと根っこのものなの

で。

作本審査役：

じゃあ、そちらのほうから議論に入れます。はい、ありがとうございます。

次のパラグラフに行ってよろしいですか。

村山座長：

はい。

作本審査役：

「このような背景から」というところで、次の2番のガイドラインの目的までの、4行ぐらいなんですが、いかがでしょうか。

松本委員：

認識としては、ジェトロの重要性というのは、民主党政権であれ自公政権であれ、官民連携を進めようとしている流れがある、と思うんですよね。だからこそ、ジェトロのような機関が、しっかりと下受けして入ることが重要だというふうに思うので。

どういう文言かは分かりませんが、そういうポイントが必要かなとは思いますが。基本的な理念の中で。

作本審査役：

すいません、もっと具体的に何か……。

原科委員長：

「このような背景から」の4行のところ、ちょっと書き直したほうがいいね。

松本委員：

ええ。「貿易・投資及び経済協力の促進を通じて持続可能な社会づくりに貢献する」ということもさることながら、その手段として官民の連携が一層強化される中で、そのつなぎ役でもあるジェトロが環境社会配慮面で果たすべき役割は非常に高くなっている」というような、そういうことが必要と。私自身はそういう認識で、ジェトロのこの環境社会配慮……。

原科委員長：

「官民の協力」というのを、だから、このどこかに、ちょっとフレーズ入れたりとか。

松本委員：



「そのためには」の前に、「また」で、一つセンテンスを入れるというのも。今申し上げたようなことを。

作本審査役：

どうですかね。これ、「ジェトロの役割が重要になりつつある」というパラを間に。

原科委員長：

そのためには、「官民の協力により」云々という表現を入れておかないと。どういう表現になりますか。

柳副委員長：

「官民協力の要としての役割を強く認識し」とか、何だか、そういうことですよ。これ、ジェトロの意識の話だからね。

作本審査役：

ジェトロのほうから、むしろ……。

原科委員長：

それは、そちらで発表したほうがいい。こちらは無理だ。

松本委員：

私の認識は、その中で抜け道にならないようにジェトロのような公的な機関がしっかり民間のほうに対しても、さまざまな知的な協力をしたり、数を取るところは取るみたいな、それを期待しているという、私たちの立場からすると。

原科委員長：

最初のセンテンスはそういう意味が入っているんですけどね。表現がクリアでないと。「我が国の貿易・投資及び経済協力の促進」というところは、民間活用という意味ですよ、これ。で、公的機関としてそれをサポートすると。

村山座長：

今の点は、最後のパラグラフに含めるか、あるいは、もう一つ……。

原科委員長：

フレーズを入れると。

村山座長：

ええ。

原科委員長：

いや。このパラグラフの中でセンテンスを入れるか、フレーズでやるか、ぐらいでしょう。これはキープしたら。

村山座長：

あ、これはキープ。

原科委員長：

うん。この部分だけ増えるわけね。

村山座長：

松本さんからは、もう一つ増やしてもいいんじゃないかというような……。

原科委員長：

いや、ワンセンテンス。

松本委員：

「そのためには」の前ぐらいに……。

原科委員長：

「そのためには」の点のところに……。

松本委員：

「特に近年では」とか、まあ何か。

原科委員長：

「そのためには」、例えば、「民間の活動を支援する」という言葉を入れるみたいだね。

松本委員：

そうですね。

原科委員長：

「公的機関としての役割を果たす」。

作本審査役：

すみません。「基本理念を明確にする」、で、次の段落で「このジェトロの役割が重要となりつつある」。で、「そのためには」という、そういう……。

松本委員：

そうです。

原科委員長：

うん。

作本審査役：

積み上げの……。

原科委員長：

うん。

村山座長：

じゃあ、その方向でご検討いただけますか。

作本審査役：

はい。

1番が終わりましたが、このような決め方で……。

原科委員長：

理念はすごく大事ですので、ここきちんとやっておかないとね。基礎だからね。

作本審査役：

いいですか、1番のところはそれで区切りを付けて……。

松本委員：

ガイドライン策定のときに、ジェトロの事業について非常に詳しく勉強させていただいたんですが、それ自体の変更はないですか。貿易・投資促進事業と、今、案件形成調査事業という2本立てにしていますが、この括りは今日においても、特に大きな変化はないと考えていいですか。

佐々木主幹：

事業全体の中身としては変わっていると思うんですね。特に大きい2の中身というのは、ちょっとこっちで、見分けないといけないと思ってます。

ただ、何かこれ、3に案件形成を挙げたのは、案件形成の位置付けが非常に大きいので、あえて別に取り扱っているわけで、その扱い自体は変えなくてもいいと思います。2、3というふうに。

2は、ですから、こちらで詰めないといけないので、完全につくって、見ていただくようなやり方。次回以降に。

柳副委員長：

呼び名としては、「貿易・投資促進事業」ということで問題はない？

佐々木主幹：

そうですね。そこは呼び名としては、総称はそうなると思います。

柳副委員長：

分かりました。

村山座長：

第Ⅲも、「案件形成調査」という、そういう名称でいいわけですね。

佐々木主幹：

総称では、そういう名前で問題ないと思います。

村上課長、それでいいですよ？ 変えたほうがよければ。

村上インフラ・プラントビジネス支援課長：

大丈夫と思いますけど。

佐々木主幹：

ただ……。

原科委員長：

発掘段階って、いろいろ、ずいぶんしましたからね。

佐々木主幹：

そうですね。ちょっと名前を付けにくい。もう一つは、どうかたちの受託であれ、まあ審査するという意味であれば、案件形成という名前にこだわらない。例えば、受託調査事業の、どういうふうな表現とか、もっと広い表現……。

原科委員長：

案件形成と書かれても、問題ない。

佐々木主幹：

ええ。案件形成は。

松本委員：

その割に、アジ研が受託したものは。

作本審査役：

アジ研、受託って、本しかつくっていない……。

松本委員：

受託はしてないんですか。

作本審査役：

受託もありますよ。調査の受託だけど、それ自体は環境影響ってほどのものはないだろうと……。紙の消費ぐらいですかね。紙と鉛筆の……。

原科委員長：

まあ、多少あったって、スクリーニングで話される……。

松本委員：

受託調査というと、結構何か、アジ研スタッフ……。

作本審査役：

いや、全体に関わってます、この検討は。アジ研含めて、全体のガイドラインですから。

今ちょっと、すみません、佐々木さんからご指摘のあった「案件形成事業」という名称を残すのか、あるいは受託全般に対しての、この第Ⅲ部とするのかで、やっぱりちょっと出発点に関わる重要なところなんじゃないかと思うんですよね。

原科委員長：

そうね。「受託」にしておいたほうがいいような感じもしてきた。

作本審査役：

受託全般に及ぶという……。

原科委員長：

というのは、どっちみち引っかからないでしょう？ どちらが対象になっても。

仲條総務課長：

基本的なつくりとしては、貿易・投資促進事業というのは一番大きな概念でございまして、その中で、ジェトロに自らやってもらうものと、受託するものという、そういう区分けなんです。

この受託の中に、例えばこの案件形成事業というのが割と大きなポーションとして入り込むということ。ほかにも大きなものはあるんですけども。

村山座長：

ちょっと、案件形成という言葉を使うかどうかはご検討いただいて。これはちょっと第Ⅲ部の議論をちゃんとしておかないと、決められないような気もするんで。

原科委員長：

そうね。じゃあ、取りあえずペンディングで。

作本審査役：

取りあえずペンディングでいいですか。

村山座長：

受託という案もあるということで、よろしいですか。

作本審査役：

はい、ありがとうございます。

村山座長：

じゃあ、次、お願いします。

作本審査役：

はい。次のほうに入っていくということで。

そういうことで、3番目の「環境社会配慮の項目と社会影響の範囲」についてというところに行きますが、これちょっと長いので、第1パラグラフの「感染症を含むものとする」という6~7行分、これはまず、いかがでしょうか。

松本委員

ICA・JBICと書いているとき、どうだったかなと……。

基本的に、これ、JICA・JBICと横並びにしているんですよね、この項目。

作本審査役：

項目の並びですね。

松本委員：

ええ。

田中委員：

基本的には、ここの項目自体は、これで私はいいと思います。基本的なところは変わっておりませんので。

もし、何か考えることがあるとしたら、「Strategic Environmental Assessment」という戦略的なアセスメントをかなりやっ払いこうという状況の中で、ここへ入れたいというものがもしあれば、それはこれからの議論の中で入れていったらいいかと思うんですけど。SEA自体、あまり良い事例がなかなかないものですから。今の時点では、ここは変えなくていいかなと思っています。

作本審査役：

第2パラグラフの「二次的・派生的影響」ということで、SEA的な内容にちょっと触れてはいるんですよね。

原科委員長：

まあ、土地利用も入っていると。

作本審査役：

土地利用も入っている。

原科委員長：

スコープでやっぱり問題、心配というかな、必要なというのは、やっぱり放射能汚染なんです。環境基本法が変わったんで、環境省もアセス法を変えたいと思いますよ。それはこ

の前、学会で決めましたしね。やっぱり柳先生がお詳しいと思いますけど。放射能汚染は扱っておかないとまずいかな。ねえ、仕組み変わっちゃったもんね。

柳副委員長：

今度の統一法というか、3つの法律、一挙に包括的に変えるので、そこで放射性物質はアセス法を改正するので。まあ、放射性物質については対象になってくるんですよ。

作本審査役：

じゃあもう一つ、風力・地熱の関係は、ここでは謳うほどのことはないですか。それは特に項目としては出てこないから……。

原科委員長：

いや、環境影響の永久排除。放射能汚染は外して……。

作本審査役：

外してた。これが、これになりますよね。

それは、METIとの関係で、大丈夫ですか。

田中委員：

ただ、それは、私も入れたほうがいいと思いますけど。

作本審査役：

この段階では項目に……。

原科委員長：

入れないとおかしいね。

作本審査役：

入れておくこと自体はおかしくないし、むしろ入れておくべきで、ということで変えてよろしいですか。

原科委員長：

もう、国の方針が切り換わりました。

作本審査役：

国の方針が変わるということで。



田中委員：

でも、JICAも逆に今度は見直しのときに……。

作本審査役：

JICAも、入れていかなきゃいけない。

田中委員：

と思いますね。

村山座長：

最初の部分ですね。

作本審査役：

最初の部分ですね。

ただ、これも放射能といっても、水にも関わるし、土壌にも関わるし、廃棄物にも関わるから、この表現、放射性だけ——放射性物質とか、何か表現があるんでしょうね。放射能、全ての、例えば水、大気、土壌、廃棄物、全部、事故のそれ、全部重なってくるようになりますね。

田中委員：

環境省の中で、どういう扱いをするかというので、こう……。

作本審査役：

環境省の中で見てきたほうがいいですね。環境省参照……。

村山座長：

放射性物質による環境影響、ちょっとやっぱり考えたほうがいいですね。

原科委員長：

特にこれから原発輸出するという話が出てるから、なおさらちゃんと、やらないとな。

仲條総務課長：

今、ないですよ。

原科委員長：

ええ、今のところはないです。ただもう、そういう国の方針になったですから。去年、変わっちゃった。

田中委員：

それに関しては、ODAの中の、例えば円借款ですね。これはOECDの規則で、原発本体に対してはODA、円借款できないことになっているんですね。だからまあ、円借款でやることは、これはないと思うんですけども。

ただ、送電線云々というのがそこに入っているか、入っていないかという議論もあったりするんで。ただ、本体ができないのに送電線をつくっていいのかというのは、これはもう矛盾している話なので、そういう話は、これからもし、原発関係——私は個人的にはもう絶対すべきではないと思っているんですけども。来たときに、ここに放射性物質に関する記述が、環境省の文言を参考に入れていくというのは、非常に大事な問題です。

作本審査役：

ただ、今、私どものやっている事業は、円借款関連だけじゃなくて、民間の事業も入りますね。

原科委員長：

民間がありますからね。

作本審査役：

そこのところにも、これが及ぶのかどうかということ……。

原科委員長：

そうですね。JBICとかね。

作本審査役：

そうですね。JBIC関連でもありますから。

田中委員：

民間になったとき、本当にペイするのか云々になったとき、公的機関の出す融資と民間が精査して、原発が本当にペイするのかなんて、今、日本でも議論になっているわけですから、そういう途上国で云々したときに、ここのところの文言というのは非常に重要になってくると思います。

原科委員長：

ヘルスインプクトとそれが。環境リスク。健康影響ね。

作本審査役：

はい。

柳副委員長：

それはもう、放射性物質の入れ方を、この文章の中にね。どうやって入れるのかということとは、多分難しいと。

作本審査役：

難しいと思います。

柳副委員長。

これ、範囲としては「放射性物質を含む大気・水・土壌」と、こういうふうにしたほうが、それは分かりやすいですね。そうじゃないと、括弧してどこかに「放射性物質を含む」とか、例えば、「土壌には、廃棄物にはみんな放射性物質を含む」というよりも、「放射性物質を含む大気・水・土壌」と、こうやってやったほうが、分かりやすい。

作本審査役：

そうすると、「大気・水・土壌」って、今おっしゃったんですけど……。

原科委員長：

逆に、今先生がおっしゃった「放射性物質を含む環境汚染物質による」とか、そう書けばいい。

作本審査役：

あ、環境……。

原科委員長：

そういうことですね。

柳副委員長：

そうですね。

作本審査役：

ああ、そうか。それで大気から始めれば、うまく……。

原科委員長：

環境汚染物質入れてね。環境汚染物質の中に、これまでは放射性物質って入ってなかったね。

作本審査役：

はい。

村山座長：

「事故」の前で一回切ったほうがいいですかね。「水・土壌・廃棄物にかかる事故」とか。

作本審査役：

そうか。かかる文は「事故」までですかね。

原科委員長：

それは文章、ちょっと分けたほうがいいかな。

作本審査役：

「汚染物質を含む事故」というのは……。

村山座長：

含むは「事故」の前。

作本審査役：

「事故」の前？

原科委員長：

だから、「放射性物質を含む環境汚染物質による大気・水・土壌・廃棄物——廃棄物は要らんのか。環境を取ったら、自然環境、大気と、大気圏、利水権、それから地権だよな？ そういうのは環境影響というわけじゃないから。

村山座長：

放射性廃棄物がありますからね。

作本審査役：

放射性廃棄物、廃棄物までですね、かかってくるから。分かりました。

あと、すみません。このパラグラフで気になるところ、ありますか。

松本委員：

結構、難しくないですか。「人間の健康と安全」のところ、その後に……。

原科委員長：

ちょっと、これ難しいね。

松本委員：

ここだけで切るわけにはいかんとは思いますがね。

原科委員長：

難しくなってきた。

村山座長：

それか、一個入れますか。放射性物質の話だけ。

作本審査役：

追加的に。

村山座長：

うん。

原科委員長：

「大気・水・土壌・廃棄物・放射性物質を含む」、廃棄物だけじゃないものね。

松本委員：

「及び」でつないじやったらどうですか。

作本審査役：

この文章の並びが私もよく分かりません。①番、②番。どこで……。 「通じた」で、点が打ってありますでしょう。

原科委員長：

私の感じでは、環境システムを通じて影響を受けるんでね。環境システムのバズのインプットが環境汚染物質一般で、それがだから、その軸で放射性物質はこれまでカウントしな

かったけど、これも入るとのことだと思っんですよ。だから、バズの中に排ガスとか排水とか、みんな入っているんですよね。

事故も、事故の際にバズが出ちゃうでしょう。だって、インパクトを受けるあれも、大気とか水とか土壌とか、水異常とかがある。温暖化現象とか、生態系。だから、そのインパクトを与える側と、受ける側に、分けて表現しないと、うまくないんだよ。これ、全部混じっちゃってるから、ややこしくなっちゃうよね。

村山座長：

ここに書かれているのは、影響の部分ですね、今のところ。放射性物質は、そのうちの一つの発生源というか、汚染源の……。

原科委員長：

汚染源の……。

村山座長：

汚染源を全部挙げようとする、ほかの——そこら辺の書き方が。

柳副委員長：

だからもう一つの書き方は、ずっと最後まで行って「感染症を含むものとする」として、「なお、これらには放射性物質による環境影響を含むものとする」というふうに言って。要は、放射性物質も入れるんだよ、ということだけ分かればいいわけですよ、そういう意味では。

村山座長：

そのほうが……。

作本審査役：

整理されますね。私、ちょっと、ここがちょっと気になっていたのは……。

原科委員長：

ちょっと長いですね、これ。

作本審査役：

長くて。2行目の、数字だと次、点で、「及び」、並びの表現は……。

原科委員長：

長いの、だめなんだ。いろんな解釈が付いちゃうからね。なるべくコンパクトにしないとだめなんだ、文章は。

作本審査役：

点の位置がよく、私には分からないんです。2行目の、数字だけあって、点があって。「及び」の前に点があるんで、この辺りが……。

松本委員：

すいません。ちょっと、一瞬いいですか。

作本審査役：

私、この「及び」と「並びに」の表現が、これ全然理解……。

村山座長：

ガイドラインの中で書き直してみてもいいですか。

作本審査役：

使っているんですね。

佐々木主幹：

同じなの。

作本審査役：

同じなんですか。

田中委員：

それより、やった人を困らせるようにやっている。

松本委員：

これ、JICAから持ってきたの。

作本審査役：

ああ、そうですか。すごい。JICAからの翻訳ですね、じゃあ。

松本委員

翻訳というわけではないんですけど、項目を並べているんですよ、実をいうと。本当は、縦にこう並べたほうが見やすいんですけども。

原科委員長：

だから、汚染源だと大きい影響がある。もう一回きちんと挙げないとね。

松本委員：

なるほど。分かりました。

作本審査役：

いいですか。また、じゃあぜひよろしく……。

松本委員：

現実的には、放射性物質は入っているんですよ。なぜならば、JBICのガイドラインには、セクターのやつに原子力発電があったんです。なので、僕もちょっと今、思い起こしたんですが、少なくともJBICの中に。JICAはできないから関係ない、ということになりましたけども、JBICの場合は、原子力発電所というのは、そもそもカテゴリAのところの、分類の中に入っているんですね。

原科委員長：

でも、審査のときはやらないでしょう。あれは、あの環境と違うからって言って、別扱いになっていると……。

松本委員：

いや、今までにB以上の案件はないので。全てCなんですよ。

原科委員長：

やったよね、JBIC、国会でね。検証をしっかりとチェックしろと言われて。

村山座長：

Cというのは、具体的にどういう……。

松本委員：

部品の交換です。メキシコの部品の交換が……。

原科委員長：



あれは、原発と一緒にすると、問題になってくるね。

松本委員：

そのときは、つまり JBIC はこのガイドラインには対応できないので、原発に関する別のガイドラインをつくるというふうに述べて。しかも、この中で、もうそれもできないので、原子力規制委員会に委ねるとというのが渡辺副総裁の考え方なんです。

原科委員長：

それはもう、これからいかないな。

松本委員：

なので、ここで書いて、ここで審査して通していいのかという議論があるわけですよ。つまり、「専門家がいるんですか」と——ここで審査できる。

要するに、それについても、原子力規制委員会の仕事なんではないかという議論があるので。

原科委員長：

規制委員会の仕事というけど、規制委員会で審査できるか、という話があるんですよ、健康影響なんかはね。

松本委員：

もちろんそうです。

原科委員長：

そっちの問題……。

松本委員：

いや、でも、ここにつくってしまうと、ここが審査できることになっちゃいますよね。

原科委員長：

うん。審査ですから。だって、規制委員会自体に能力がないんだから。だから、そこに任せるという発想が、私は間違っていると思いますよ、これは。

松本委員：

ただ、ここで書いてしまうと、ここが審査することになりますよ、繰り返しになりますけど。それでよいかどうかですね。

村山座長：

ただ、あくまでここは、配慮なので。審査という……。

原科委員長：

情報が伝わるのが大事なんだよね。

村山座長：

だから、審査は、別にやる可能性もあると。

原科委員長：

多面的な審査……。

村山座長：

だから、あくまで配慮すべきスコープには入れておくと。

松本委員：

で、放射性物質をここに入れるということ。つまり、いろいろセクターごとに、後ろにこうくっついているのではなくて、ここに放射性物質のことを書くということですね。

原科委員長：

そう。影響範囲の場合には。

作本審査役：

この中に入る項目の一つとして並べるだけですよね。審査は別のところで、対応を決めているわけですけども……。

原科委員長：

それは、そこで全て決めなきゃいかんからね。

作本審査役：

これから、どうなんですかね。放射能関連の事業そのものが来た場合に、どうするかということ……。

村山座長：

積極的に、文言上、その放射性物質を排除しているわけではないので、松本さんの、たぶ

ん表現でいくと、あえて入れる必要はないんじゃないか、ということですかね。

原科委員長：

いや、これは積極的に排除してるよ。

村山座長：

いや、でも汚染源は書いてないので。

原科委員長：

いや。廃棄物の汚染源、書いてあるよ。

村山座長：

廃棄物は、インパクトの一つですよ。

原科委員長：

汚染源がある。

村山座長：

いやいや。だから、どういう物質が入っているかということの結果として、廃棄物があるわけで。

作本審査役：

廃棄物の中に放射線を含んでいると、この4文字……。

松本委員：

原子力発電所というところのチェックリストの中には、あるんですよ。むしろ、そこですよね、ここで議論が必要なのは。でも、それはJBICが使うわけですからね。

作本審査役：

ジェトロ、いろんな、JBICに行くのもあるし、民活のも、将来あり得るでしょうし。こういう受託事業、将来行うかわからないですよ、範囲としてはね。

原科委員長：

じゃあ、この扱い方を少し工夫しますか。

ただ、これまでの方法だと、必ずこれは排除されちゃうね、これは書いておかないと。

作本審査役：  
今の表現では。

原科委員長：  
これ書いておかないと。だから、お話で終わっちゃうよ。ノー、私は、オペレーションになると思いますよ。

村山座長：  
これは、意味付けを明確にするのであれば、柳先生がおっしゃったように、一文加える。

作本審査役：  
「含むとする」という入れ方が一つか、あるいは、もうすでにこれは含んでいると。曖昧にせよ、含んでいるという考え方もあるでしょうし、あるいは……。  
だから、項目でよろしいですね、理解としては。項目として、配慮項目の一つに、放射性関連も並べて考えますよということで、報告書をつくる……。

村山座長：  
うん。だから、汚染源についてここに明確に示されていないので。

作本審査役：  
汚染源についてはない？

村山座長：  
両方の解釈があり得ることになるんですけど、明確にする必要があるという意見が強くて、一部の声。

松本委員：  
ご参考までに、ですけれども、JICAのガイドラインは、影響を及ぼしやすいセクターの中に、原子力発電はないんですね。そもそもやることを限定してなかったから。ただし、JBICのほうは、その中に原子力発電があるんですよ。したがって、そのチェックリストも、原子力発電のチェックリストはある。でも、JICAは、やらないのでそれがないという仕分けなんですね。まあ、どういうふうにそこをするのが良いのかとは思いますが。

原科委員長：  
だから、最後だから原子力規制委員会のあっちのほうに行っちゃうから、業務体制——チェックのときには、実際にはアセスでは扱わないんですよ、実際は。うちら任せで。この

辺は管轄外という話で来ていますからね。

だから今度、アセス法で変われば、それに対応していかなきゃいけないと思うから。

村山座長：

たぶん、今の点は、案件形成だけじゃなくて、貿易・投資促進にも関わりますよね。

作本審査役：

民間支援に関わると。ただ、ここにも配慮項目だけだから。ただ、これは、将来、受託で受ける事業内容と、まだ特定されてないという前提に立てば、METI以外にも来るかもしれない。ということになれば、全包围網というか、全てに記述しておくというのが、今のJBICと同じ考えになりますよね。

松本委員：

そうですね。

作本審査役：

可能性としたら、それだったら、こっちも入れておくという……。フルに書くよりはいいのかなど。

村山座長：

何となく、今の意見でいくと、やっぱり一文入れておいたほうがいいかなという感じですけど。

作本審査役：

今の柳先生の表現の「含むとする」というようなことで。

柳副委員長：

「含むものとする」というか、「環境影響も配慮されなければならない」というふうを書くかね。ちょっとね……。

作本審査役：

そこへ行くと、汚染源のところに行っちゃうと……。

柳副委員長：

ええ。ちょっとね、表現はちょっと検討されたほうがいいですね。

村山座長：

ちょっと、だいぶ時間が過ぎてきていますので、そのような辺りでちょっとご検討いただけますか、一度。次回、案を出していただくということで。

作本審査役：

そうですね、はい。

佐々木主幹：

座長、ちょっとお願いなんですけど、修正が明らかに事務局でやったほうが効率的だという部分と、あるいは委員の方に一度書いていただいたほうがいい部分と、これ、区分けして。今まで、1.のところは、これは事務局でやるということで、2に入って、あるいは3。2はいいか。3の部分ですね。どうしましょうかというのは、ある程度決めておいたほうが。これちょっと、たぶん事務局で今からつくっても、かなり……。

村山座長：

たぶん柳先生に案をつくっていただいたほうがいい。いかがですか。一文加えていただく……。

柳副委員長：

なお書きを書けば——はい。

村山座長：

お願いします。

柳副委員長：

はい。

作本審査役：

論文作成のプロに……。

村山座長：

じゃあ、次に行きましょう。時間がない。

作本審査役：

はい。じゃあ、次のパラグラフ。お願いします。

すいません。次の4行ほどの、いわゆる二次的戦略、アセスに係るところかもしれませ

んが、次の4行のところに行きましょう。「検討すべき点、あるいは」から「望ましい」までの3行です、ごめんなさい。

これ、3つを並べているんですよね。私、この文章を文解させてもらったときには、これ、3つ並んでいて。文章が3つ並んでいて、最後の「プロジェクトのライフサイクルにわたる影響」と、この辺りは「並びに」か何かで、文章を再度並べたよということをおっしゃる方が作文としてはいいのかなと、ちょっと思っていたんですけども。

原科委員長：

3つね。直接と二次と。

作本審査役：

3つ並べてますよね。真ん中の部分が、いわゆる戦略アセスに係る近いところかも。

原科委員長：

派生的影響ね。

作本審査役：

はい。「派生的・二次的、累積的」。

村山座長：

今のは、表現上の問題ですか。

作本審査役：

表現上の問題でございます。一つ、私ここでやってもらっていたから……。

村山座長：

もし、普通であればもう、次回、案を出していただければいいと思います。

作本審査役：

ここはよろしいですか。

じゃあ、次の3番の最初から。

原科委員長：

これ、文章を見てると、非常に気になるけどね。余計なこと言って失礼しました。直接なら、間接の対応をするじゃない。

作本審査役：

じゃあ、すみません。最後のパラグラフ、「環境や地域社会」から「検討する」まで、3番の最後、これは……。

ちょっと気になるのは「可能な限り予防的な措置」と書いてあるんですね。これは、まさに予防原則と措置のところを言っているかと思えますけど、これ、柳先生なんか議論されてきた中心的な部分ですよ。こういう表現でよろしいでしょうか。

田中委員：

これ、松本さんが今思っている中で、果たしてJICAの部分と文言はどんな感じで、ここ、なっていましたか。

松本委員：

ちょっと、あまり参考にならない。

田中委員：

こっちをいじると、僕らもいじらなきゃいけないし。そこが連携している感じですので。

作本審査役：

予防的アプローチというのと、措置と原則と、3つあるんですね。

村山座長：

原則はちょっと強い意味がある感じ。

柳副委員長：

これ、ただ、あれですよ。 「可能な限り予防的な措置を組み込む」というのは、どちらかという、やっぱり未然防止的な意味合いで書かれているんですよ。だから、予防原則ではないですよ。

作本審査役：

この「予防的な措置」という言葉自体が派生語になっているけど、これはいいですかね、このまま放っておけば。一般用語として。

柳副委員長：

一般用語で使っているんだと思いますけど。

松本委員：



ちなみに、前の部分は JICA と若干違うんです。2 段目ですか、「検討すべき」というところは、先ほど原科先生もおっしゃっていましたが、JICA のほうが分かりやすいと思うんですが、「調査検討すべき影響はプロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業の影響も含む。(まる)」なんですね。「または、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮する。」と、いったん、そこに「。」があるんですよ。

原科委員長：

それはわけたほうがいいね。

松本委員：

JICA のほう。つまり、不可分一体の事業は、実はこっちは入っていないんですが、ジェトロは。これですと、「プロジェクトのライフサイクル」の前にいったん「。」があって、それは含むということで、「プロジェクトとライフサイクルは考慮する」みたいな、少し弱い表現になっています。

作本審査役：

何か関係あるんですかね、今の使い分けというのは。

不可分一体というのは、特に意味が。JICA の事業とうちが……。

松本委員：

いや、不可分一体は、ですから、発電所と送電所は一緒でしょう。まさに。

作本審査役：

ああ、それを言っているわけですか。

松本委員：

そうです、ええ。ダムは別の人が造るけれど、そこから読み取れば、例えば送水——灌漑であれば水を送る施設はやりますよとか。その場合は不可分一体なので、「当然ダムのほうの影響も見ろべきでしょう」というのが、JICA で呼んでいる不可分一体なんです。

作本審査役：

分かりました。

田中委員：

その議論は、相当、当時の JICA 中で議論して、丸をどこに付けるというので……。

松本委員：

雲南省のダムを、かなりぎちぎちやった。

田中委員：

ですから、そういう意味では、やっぱり JICA のあれをもうちょっと尊重してもらおうと、私たちとしては円借款案件で来た場合に、その整合性は取れると思いますね。

ですから、ちょっとそこもまた見ていただいて、もしその辺を直されるんなら、JICA のところのあれを採用していただくと、円借款については、非常に私たちはいいと思います。

作本審査役：

これ、もちろん原科先生が中心になられた、いわゆる改定後の新しい JICA のガイドラインでしたよね。旧じゃなくて。

原科委員長：

ええ、2010 年の。

作本審査役：

2010 年のガイドライン。

原科委員長：

10 年 4 月の。はい。

松本委員：

JBIC はこっちと同じで、不可分一体を取っているんですね。これは JBIC 側の強硬な意見があり、「不可分一体まで見れません」と。つまり、送電線でもととなる発電所の影響まで見るのは、私たちは無理ですという、そういう立場です、JBIC は。

作本審査役：

辺りの背景を知らないと、そこまで来たって。

田中委員：

いや、そのの……。

原科委員長：

何か OECD の、そのルールとの関係でしょう。やっぱり円借款がそれにつながっちゃ、ま

ずからね。

作本審査役：

微妙なニュアンスが、この「累積的」辺りに入っているんだとすると、これちょっと……。

田中委員：

不可分一体の事業を入れるか入れないかは、結構もめたんです。

作本審査役：

もめたんですか。

田中委員：

ええ。

原科委員長：

まあ、「二次的な影響」で、その「影響も含む」ことをいったん切ってもいいね。ライフサイクルって次元が違うからね。並べちゃうと変だ。「また」丸にして、「また、」と入れたら、そしたらまあ、さっき松本さんがおっしゃった3つのこととライフサイクルが違うということになるんじゃないでしょうか。

松本委員：

そうすると、それはJBICと同じなんで。JBICをご覧ください。「JBICを含む。」ですから。「また、」になります。

原科委員長：

同じか。

松本委員：

それは、JBICです。

原科委員長：

「ことになる。」、違うか。

松本委員：

はい。ちなみに、「ライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい」、これはJBICの文言。JICAは「考慮する。」です。「望ましい」はありません。

作本審査役：

それ、当時のメモを、松本先生。

田中委員：

正直申し上げて、皆さんのほうから来る大型のカテゴリーAは、ほぼ円借款なんですね。それも、何百億とか何千億になるような。そうなると、JICAのガイドライン上のその文言と、ここの整合性がないと、今度はJICAの助言委員会でも言われますよね。それが来たときに。ですから、そのところはぜひご検討いただいて、案をつくっていただいて、また委員会で議論していただくと思います。

作本審査役：

今、田中さんからおっしゃったことは、もう一つ、先日の村山さんのお話の中で、重要なポイントなんですよ。

変ですが、私どものジェトロガイドラインがあまり適用されているかどうか、読まれていないということが一般的に見えますので、そうすると、我々の到達目的、長期的な目標というのは、ODAの借款に関して言えば、これはJICAのガイドラインが支配的であるということと、その中間地点にあるジェトロ側の案として、どういうふうな、この段階、成熟度を含めて議論しておくとか、書き込んでおくかということは大事になるんじゃないかと。どの部分が、例えばJBICに関わるかというようなかたちでの交通整理をしないで、ここで文言だけを先に固めていくというのはかなり難しいとか。後になって、時宜に合わないというようなこと、問題を起こすんじゃないかと、私はちょっと懸念しているんですよ。特に、単にジェトロが自分のガイドラインを使えるというんなら、話は別ですけども。

原科委員長：

新JBICは、機能はもう非常に国際的にも、順化されてきたからね。だから、あそこと同じようにしてもしょうがないね、そういう意味ではね。むしろ、JICAとつながりがあるなら、JICAのを相当参考にしないとまずいかなと。前はね、JBICは両方入っていたでしょう？青木さんがね。

作本審査役：

ああ、青木さんが入った。しかも、今回、JICAとJBICで考え方が若干ずれているということですね、今、松本さんがおっしゃった。それを、どうやってここで一本化して取り込めるのかというのが、かなり難しい作業……。

原科委員長：

JBIC はそう言ってるよね？ 役割、違うんだから。

田中委員：

ただ、その辺、JBIC のほうの民間に対する見方ということであって、旧 JBIC の——旧と  
いうか、今も JBIC ですけど——円借款部門は JICA と一緒になりましたよね。ですから、  
その円借款部門は ODA の中で、こういう文言でやっていかないと、これはもう公開性・  
透明性からしても、助言委員会の議論も全て公開されているじゃないですか。

だから、これは国民の人が見たときにどうかという視点から考えていかないと。やっぱ  
り、ジェトロの皆さんがやった案件形成が JICA に円借款として、それも、相当カテゴリー  
で大きなものだというときに、ここは理念とか、まさに一番最初の基本事項のところから、  
ここは第 3 部の具体的などころ云々の前に、やっぱりこのジェトロとして、あるいは  
この委員会として、どういうふうに考えていくかという、そのブレない姿勢というの  
はものすごく大事だと思いますよね。

原科委員長：

そうそう。ジェトロの役割、さっき公的な云々とか、社会貢献といった話があったでしょ  
う。そうすると、ジェトロが民間の融資のための案件形成に力を入れるのか。受託研究ね、  
受託の調査ね。あるいは、円借款なんか考えると、社会全体を見ると、やっぱり公的な支  
援のところの頭の部分で、民間も努力するから支援するというのは筋が通るよね。

民間のために、民間の融資をまたやるんだったら、そのところで儲かって、やってもら  
ったらいじゃないと。リスクを取るのは民間なんだからね。リスクを取りにくいけど、  
がんばりたいから、ここで支援するわけでしょう。そうすると、円借款につながるもの  
というのは、やっぱり重点を置いて見ておかないとおかしいんじゃないかなという感じがし  
ますね。

ジェトロのあり方、存立基盤。

松本委員：

現実的には、作本さんのお話を聞くと、ジェトロの機能は提言機能になっていると思うん  
ですよ。

作本審査役：

低減？ 低い……。

松本委員：

つまり、このガイドラインを見ながら、企業の人に……。

作本審査役：

ああ、提言するんですね。アドバイスするんですね。

松本委員：

つまり、間接的な役割になってしまった以上。だから、逆に言うと、このJICAのガイドラインレベルで、やっぱりジェトロ側が企業側に「やっぱりこれでやりたいんだったら、こういうところも調査の中で考えてください」という働きかけをするという意味でのガイドラインですものね、これ。強制力がないんですね。

作本審査役：

私も、そちらのほうに……。

松本委員：

もし、本当にガチガチに遵守しなきゃいけないくて、このとおりにやらなかったら、ジェトロが何か、本当に訴えられますよというものになってないわけですよ、今、案件形成の場合、残念ながら。だとすれば、逆にこれはリファーする相手としてはそういう。もしかしたら、民間からすれば高いハードルかもしれないけれども、これを見ながら、あくまで作本さんたちのほうで「こういうところをやって、円借款としてつなげるのであれば、こういうことを考えてください」という意味では、JICAレベルであったとしても、JBICほど厳しくはないですよ。

作本審査役：

うん。ただ、いかがですか。ジェトロの側としては、おそらくJBIC的な仕事もあれば、民間のもあれば、ODAもある、純粋な借款もある。これ、全部同じ……。

仲條総務課長：

案件形成調査という意味ではそうですね。ただ、ほかの事業もありますので。例えば、工業団地に日本の企業を進出させるというプロジェクト、相手国から。例えば、中国に言われて、「この工業団地に呼び込み、手伝ってください」と言われて、「その工業団地、本当に大丈夫ですか」と。「住人を追い出していないですか」とか。そこをどこまでやるかということ、JICAさんののをこっちに合わせてそれをやっちゃうと、やり切れない部分が出てきます。はい。

作本審査役：

純粋の民間の——相手国のこともありますよね。

仲條総務課長：

その辺は、ちょっと考えなきゃいかんかなという状況です。

村上インフラ・プラントビジネス支援課長：

ODA 予算ばかりで構成されているわけではないですね。

仲條総務課長：

あるいは新幹線を造るという話で。アボリジニにも通しちゃうとかという話があったときに、どこまで、相手国のプロジェクトに我々が口を出させるかという話は、たぶん出てくる話ですね。その辺は、ああいう話って、たぶん国交省とか絡んできているわけですよ。その辺との協議というのも……。

作本審査役：

政策そのものに、関わっていますものね。プロジェクト全体、事務所自体が。

松本委員：

むしろ、案件形成調査以上に、本体のほういろいろありますね。

作本審査役：

そうですね。その施策のありようと、ここで受けている受託事業と、どこかで齟齬が出ちゃうと問題という。

仲條総務課長：

3で書いてあるんであれば、それはJICAさんがやっている関係だと思うんですけど。

松本委員：

なるほど。逆転現象で、貿易・投資事業のほうで、実は配慮が必要な可能性が……。

仲條総務課長：

出てきますね。

松本委員：

はい。

田中委員：

その辺は、JBIC、輸出信用機関の、エクシムバンクの皆さんとのガイドラインとの話し合いみたいな機会というのはお持ちなんですか。

仲條総務課長：  
ないです。

作本審査役：  
ないですね。ないです。我々の諮問委員会、原科委員長の委員会の場だけですね。

田中委員：  
そうすると、そこで有力な案件形成がなって、エクシムバンクで、じゃあお金を出そうと、そういう案件というのは、どれぐらい、カテゴリーAに当たる規模で、今まであったんでしょうか。これは、もしそういう情報があれば、さらっと分かる範囲で結構なので。あんまりないんですかね。

作本審査役：  
私自身は、そういう……。

佐々木主幹：  
前に円借件数とか、一回報告されたような記憶があるんですけども。

田中委員：  
それは円借款ですよ。今、申し上げたのは、エクシムバンクのほうに、そちらでやられた調査が生かされて、今のJBICがお金を数百億円、民間企業に貸し付けて、工業団地造成とかしたかどうかという案件があるかどうかという辺りも、またこの委員会がこれから開かれる間に。議論すると、その辺が非常に第Ⅲ部のところで整理されて、それがこの第Ⅰ部の基本理念のところに反映されるといいかなという感じがしますが。ただ、多くの場合はたぶん円借款で、大規模な鉄道・道路・港湾、そういったものは——発電所ですね。大きいと思いますね。

先ほどから議論になっています原発の問題なんていうのは、まさにこのパラグラフの「派生的・二次的・累積的」云々なんていうのは、まさに、日本の福島でこれをやっているわけですから、こういったところは、こういう理念というのがここに書かれたというのは、私はやっぱり大事なことはないかなと、個人的には思っております。

村山座長：  
一つは、不可分一体の事業を影響の範囲で含むかどうか。もう一つは、ライフサイクルに



わたる影響を「望ましい」とするか、これを外すかということですね。

ちょっと、今の議論を受けて、検討していただくということによろしいですか。次回、案を出していただいてまとめると。

作本審査役：

ただ、今、村山座長からのお話はありがたいんですけども、私どもとしては、おそらくジェトロでは、ODAもあれば民間もあれば、将来来る委託事業の内容は予想付かないという前提で、今、日本の未来のガイドラインのレベル差がありますよね。それを一律にODAに、ここは——ガイドラインは好きですけども、それに合わせちゃって、将来的にそこは起きるのか、起きないのか、何とも私は、個人的に読めないんですけど。いかがでしょうね、現場の仕事をされている方のほうは。

将来的に、どうなんですか。一律の……。

吉田氏 インフラ・プラントビジネス支援課：

まあ、METIの受託事業は、もはやODA予算ではないと聞いていますよね。

作本審査役：

ああ、そう。ODA予算じゃない。

吉田氏 インフラ・プラントビジネス支援課：

ええ。

田中委員：

その場合、ODAでないもので調査された結果を受けて、将来、JICAが協力準備調査やるとか、それで円借款が付くとかとなっていくわけですから。そのポジションがどれぐらいの割合なのか。8対2なのか、あるいは9対1なのか、金額的に、例えば見た場合ですね。あるいは、5対5なのかは分かりませんが。そういうのも、ちょっと今回の会合の中で、何か出していただくと。現状がどうなのかというのを分かる必要があると思うんですね。

仲條総務課長：

今、資金協力課でしたっけ。

田中委員：

はい。

仲條総務課長：

だから、もう円借だけじゃないんですね、彼らは。

吉田氏 インフラ・プラントビジネス支援課：

もともと、これ、民活で入っています。

仲條総務課長：

JBIC、民活でも入っています。

田中委員：

そうすると、本来、JBICのガイドラインの、法とのすり合わせみたいのも、逆に今度は、もっと重要になってくるだろうと思うんですね。民間のほうとやるのであれば。

仲條総務課長：

そうですね。

松本委員：

この辺の文言は、JBIC、十分に知ってますよ。

作本審査役：

そうですね。そういう意味ではJBIC……。

田中委員：

私も、昔、エクシムバンクのガイドラインをつくる時、意見を求められて申し上げたんですけど、やっぱり「ODAと同じようなやり方をされていたほうが、将来的には、うまくいくと思います」というようなことは、言ったんですけど、当時ですね。

そこをやっていないと、JBICだって、あれ、公的機関ですから、全く民間で銀行ならそれは違うんですけど、そうじゃないから。どっちにしても、レベルはきちんと。日本のいわゆるオールジャパンとしての、環境社会配慮のレベルでやっておけば。実際、今こうやって議論していることも、書いてあることと、実際は、乖離していくことがいっぱい出てきているわけですから、それが現実ですよ。ですから、そこを少しでも、理念とかガイドラインに上げていくための努力をどうするかというのが、この委員会で話し合うことの大事なところだと思いますね。

作本審査役：

そうすると、事務局だけで、どっちのレベルに合わせるかって、なかなか決め難い、難しい宿題になるかと思うんですが。今の委員の皆さまの考え方では、やはりODA並みの水準

で、JBIC なんかも参照にしたほうがいいと言いつつも、できるだけ近づけてほしいと。

田中委員：

このガイドラインをつくるときの議論が、まさにそういうことで始まったような気がする。

原科委員長：

要するに、民間とODA、両方対象になるわけでしょう。関連してくるでしょう。ジェトロの場合はね。だから、そのベースとしては、よりどっちのほうで包含するかですけど、国際的なノーム(norm)でね、これを日本の国際協力の基本として出しているわけです、外務省、2003年にね。10年前。だから、ノームをつくるんだったら、やっぱりODAベースにしたほうが、進んだ感じがしますよね。

作本審査役：

そうですね。実際に、それでジェトロの側は大丈夫ですかね。僕、そこ、ジェトロが…

原科委員長：

たぶん、政府もそういう方向のことはしっかり、国民的なアピールがあるからね。特に独立行政法人としての改廃問題、すぐに出てくるでしょう。だから、ジェトロもそういう筋は通しておいたほうが。将来的に、リスクマネージみたいじゃないですか。あんまり、JBICにそれちゃうと。

作本審査役：

そうですね。JICAの考え方、水準と……。

原科委員長：

理念だから。

作本審査役：

基本理念ですものね。

原科委員長：

基本は理念だから。その理念に基づいて、できる範囲でやっていくことになりますけどね。

作本審査役：

理念は、できるだけJICAに沿ったかたちでということ。

ありがとうございます。じゃあ、今ここで3番の影響の範囲のところを言いました。次は、人権のところは4番目になります。ここに入ってよろしいですか。

第1パラグラフで、まずご意見があれば。

これはよろしいですか、これはもう。

原科委員長：

まず、こういう、最終的なフォームですよね。これはもう決まりごとだから……。

作本審査役：

はい、こんな感じで。

2番目のパラグラフですけど、「ジェトロは」というところから、「特に配慮する」ということですが。

仲條総務課長：

子どもは入るんですか。

作本審査役：

子ども……。

仲條総務課長：

児童。

原科委員長：

児童ね。そうね。

作本審査役：

そうですね。

仲條総務課長：

ええ。今、大きな問題になっていますね、児童は。

原科委員長：

それ、加えたらいい。

村山座長：

JICAは入ってないんですか。

田中委員：

これ、多分「特に配慮」って、「特に」と書いていますから、ちょっと今、僕、持ってきてないですけど。JICA、書いていますか、松本さん。

松本委員：

社会影響の中には、入っています。

田中委員：

JICAですか。

松本委員：

ええ。

原科委員長：

これ、「女性・児童」とやったほうがいいね。「女性及び児童」。

松本委員：

たしか、「子ども」じゃなかったですかね。

作本審査役：

「子ども」。言葉としては、児童というと定義があったりして。

松本委員：

NHK的には、「児童」は小学生まで。

作本審査役：

小学生まで？

松本委員：

中学生からは「生徒」。

田中委員：

これはもう、3.の範囲の中に「子どもの権利」と、上に入っていますね。

松本委員：

社会配慮には、入っていて、ここに……。

原科委員長：

ここにも書いておかないとおかしいかな。じゃあ、この際「女性及び子ども」とやったらどうですか。

松本委員：

ないんですね、JICAに「子ども」は。

原科委員長：

だけど、「子どもの権利」と書いているんだものね。

田中委員：

このとき、人権のことを言われるNGOの方がいたので、ご意見でここにずっと書いてきましたので。NGOの方も、子どもをここに入れていないのは何か理由があったのかなと、今ちょっと思い返そうとしているんですけど、ちょっと昔の話なんであれなんですけども。

まあ、ここは入れたほうがいいということであれば、それはそうですし。「特に配慮する」というところに、特に「女性・先住民・障害者・マイノリティ」というところを言及しているのかなと。

佐々木主幹：

外す理由がないんだったら、入れといて差し支えないと思います。

作本審査役：

上では「ジェンダー」と使って、下では「女性」と使っていますが、これは、使い分けは……。どっちが一般用語なんですか。

田中委員：

ジェンダーの中でも、女性のほうが……。

作本審査役：

女性なんですね。2歳以下、子どもも、平仮名ですか？ JICAのほう。

——：

「ども」は平仮名です。

作本審査役：

平仮名。じゃあ、上のほうも、「子どもの権利」のところ、平仮名ですか。

——：

「ども」は平仮名です。「子」は……。

作本審査役：

子ども……。

柳副委員長：

「もの」は、平仮名なんですかね。

作本審査役：

うん？

柳副委員長：

「もの」。「弱い立場にあるもの」というの、「もの」って、人でしょう？

作本審査役：

人だから、「者」ですね。

柳副委員長：

「者」になるんじゃないかなと思いますけど。

原科委員長：

どうなんでしょうか。これも確認して。

松本委員：

JICA は、平仮名です。

作本審査役：

本当ですか。

松本委員：

うん。今度直すかもしれませんから。見直しのときに。

作本審査役：

こういう平仮名の使い方は、あんまり見ないですよ。

原科委員長：

いや、この使い方はありますけど。法律としては「者」って書くけど、普通は「もの」を平仮名で書く場合、ありますよ。

作本審査役：

ああ、そうですか。

原科委員長：

うん。普通の文章ではね。法律では「者」を使います。「者」は、逆に堅くなっちゃうから。だから、そういう表現にはなっている。

村山座長：

ちょっと、そこは、ほかのガイドラインにも使うようにして。

作本審査役：

ええ。

佐々木主幹：

すみません。ちょっと、時間との関係で言うと、これですとI部を終わるのが難しいと思いますので、若干ラフになるかもしれませんが、もう少し……。

作本審査役：

少し早めていいですか。まとめるかたちで。

佐々木主幹：

進めていただいて。いずれ、詰めはもう一度やるので、よろしいですから。

作本審査役：

そうですね。

原科委員長：

一応、まず、きょうはIまで終わる。



作本審査役：

はい。時間があと35分ということで。

村山座長：

申請、改正すべき点だけを、まず。

作本審査役：

まず出していただいて。分かりました。

では、次の5番のほうへ。「ガイドラインの遵守と説明責任」。これはパラグラフというよりも、全体でよろしいかと思えますけど、いかがでしょう。

松本委員：

5は、後に回さないといけないんじゃないかなと思いますが。

結構、議論、ガイドラインは次のⅢ部との関係もありますよね。

原科委員長：

5番？

作本審査役：

5番は——でも、これ、ほかと……。

原科委員長：

5番は、基本的に、今やっている方向でしょう。

作本審査役：

そうですね。

特にはないですか。原則とどういう手順でいくということ。

松本委員：

実施状況を報告し、アドバイスを求めるというかたちになっていますね。だから、この場合、やっぱり前の段階ができないし。いいですかね、というところです。

これはあくまで、事後的にやるという前提で、設置されている文言なんです。だから、それでよければ、別に、もちろんそれでいいんですけど、議論としては、これはもう一度、Ⅲのところやらなければいけないことなんで、今、決められないので。

原科委員長：

じゃあ、ここは、さらに検討ということで、先に進みましょうか。

松本委員：

本当に呼び方、今、諮問、答申というかたちになるかどうか、ということもありますけども。

作本審査役：

分かりました。じゃあ、今のところは、また改めて検討するというので。

村山座長：

今の2点は、論点ということで、進めまして。

作本審査役：

はい。論点扱い……。

一応、それで5番については、終わりにしてもよろしいですか、手順。

村山座長：

はい。

作本審査役：

では、6番目の、ガイドラインの改定について。これは、当然のことしか書いてないですね。今やっていること。よろしいですね。

じゃあ、7番のほうの、要望という、こちらのほうが、むしろ大変かと思います。(1)番のところの『環境社会配慮』とは」というところなんです。先ほどの放射線を、入れるかどうか。

原科委員長：

「生態系及び生物相等自然への影響」というのは、結局、人間に対する影響だから、このことを表現しなくていいのか、ということになりますね。「人間の健康と安全」と書いてあるでしょう。そっちのほうでそうなる……。人間への影響が含まれるみたいな、これ、どうなんでしょう。

作本審査役：

人間の健康と生活環境と。

原科委員長：

どうなのでしょう。

理念の、書いた表現で揃えなくていいのかな。

村山座長：

「大気、水、土壌等への環境汚染を通じた人間への影響」という感じですかね。人間への健康影響。

原科委員長：

健康と安全ね。

作本審査役：

すみません。今の、もう一回繰り返して……。じゃあ、原科さんのほうで……。

原科委員長：

じゃあ、もう一回。「大気、水、土壌等への汚染を通じた人間の健康と安全への影響」。

そうすると、4と3のところ、どうですか。制限しますか。

作本審査役：

ええ。今のところは定義で。(2)番目の、じゃあ、『貿易・投資促進事業』とは」って、この定義……。

佐々木主幹：

これはこっちで考えて。

作本審査役：

これはあちらのほうでよろしいですね。ジェトロで。

佐々木主幹：

ええ。

作本審査役：

はい。で、3番目、『案件形成調査』とは」となっていますが、このところで。これも論旨を、全体を見ながらですね。

村山座長：

そうですね。

作本審査役：

いいですか。じゃあ、これも後回しということで。

次の（4）番に入っていますか。「『フィービリティ調査』とは」ということで。昔なされた議論で、フィービリティというのはJICAがやるもんだと。ジェトロがやっているのは、その前の、一歩手前の作業であるというような議論がされたということを記憶しておりますけど。

田中委員：

よろしいですか。この点については、第Ⅲ部のとき議論になったんですけど、実際にJICAが全くFSやっているようなものも、ここでもう一遍調査されるような案件というのが、これまでも出てきたりしているじゃないですか。そういうのが、非常に統一性がないというような議論もありましたので、この辺りのところを踏まえて、第Ⅲ部の、たぶん議論になると思います。

作本審査役：

これも流れに関わることですよね。

田中委員：

ええ。

作本審査役：

流れに関わるということで、後回しでよろしいですか。あるいは、もうこの段階で案をつくる……。

田中委員：

ざっと、今流していただいて、またやらせていただくというかたちで……。

作本審査役：

はい。

松本委員：

ちなみに、何で、この定義が必要だったかというのと、そうではないということを……。

作本審査役：

というためですよね。

松本委員：

ええ。

作本審査役：

ジェトロは違うということ。これは、あくまでもJICAのフイージビリティスタディの定義をここでご紹介するような感じですよ。

松本委員：

これ、必要かどうか、まだ議論が必要だと思います。フイージビリティ調査を定義する必要があるかどうか。

作本審査役：

ほかにもつながっているんですね。(1)にも。

村山座長：

ここは、第Ⅲ部と併せて。

作本審査役：

そうですね。

原科委員長：

用語の定義は、そうすると、また後の議論で直していくと。

村山座長：

(3)と(4)は、第Ⅲ部と併せて、やりましょう。

作本審査役：

はい、分かりました。

これに参照というのが入ってますね。2004年の文献引用が出ているんですが、これも実はありかなと、ちょっと……。

松本委員：

座りが悪い。

作本審査役：

ありでいいんですかね、引用文献参照って。これちょっと、でも、なきゃ困るし、あっても……。ちょっと風変わりかなという……。

すみません、次の(5)のほうに入ってよろしいでしょうか。この「ステークホルダー」のところで、今、実務のほうでは、かなり難しさを抱えているところなんです。ここはかなり議論があるところだと思うんですけど。

松本委員：

これは(7)まで、全部、中身の議論をしないと……。

作本審査役：

そうですね。(5)(6)(7)が一番、この核心部分でもあるし、マニュアルにもどう触れるかということにもかかってくるので、これはちょっと……。

村山座長：

じゃあ、(3)以降は第Ⅲ部と併せて。

作本審査役：

そうですね。

村山座長：

では、あと12時まで30分になりました。

作本審査役：

はい、分かりました。

村山座長：

第Ⅱ部に入ります。

作本審査役：

よろしいですか。

じゃあ、第Ⅱ部の「貿易・投資促進事業」ですけども、「基本的な考え方」の中の(1)ですね。「社会的価値の向上」と言われている、ここについて、全体で。

ジェトロの役割というのは、これ、CSRを広めていく、アドバイスするというかたちで捉えてもよろしいんですよ。それで、中の職務、中の人ということですけど。

松本委員：

ちょっと教えてほしいんですけど、先ほど総務課長がおっしゃったような、例えば新幹線であるとか、そういうジェトロの役割として、どういうことがあり得るんですかね。そういう大規模なインフラで、民間投資の中で。

仲條総務課長：

そこもやっぱり、村上課長のほうで所管されているんですけども。基本的には政府全体で国家プロジェクト的にものを輸出していこうと。システム輸出という言い方をされていますけれども、このときの **One of Player** として、現地の政府関係者を呼んできて、日本の新幹線を見せるとか、あるいは、そういった新幹線に関するセミナーを海外でやって、その新幹線の有用性みたいなものを紹介するとか、こういった活動をやっていますね。

佐々木主幹：

たぶん松本さんがおっしゃったのは、直接的にどう管理していくか、ということなんですけど、たぶん調査という意味では、受託の部分でしか、かかってこないですね。あとは側面支援しかない。つまり、調査とディスバースは、基本的にはないもの、と考えていただければいいと思うんです。

松本委員：

例えば、民間投資でも、調査を受託した場合は、先ほどの話、これはⅢ部に回せば、ここはあくまでアドバイザー的な役割だけに集中できる、ということでしょうかね。

仲條総務課長：

アドバイザーというと？

松本委員：

何か、企業へのアドバイスとかセミナーの開催とか、そういうレベルで全部、貿易投資実施事業は納まるんでしょうか。

佐々木主幹：

そうですね。そうなりますね。

作本審査役：

ちょっと私、今、とっさで判断つかないんですけども、マプタプットのあの件で、やはり相手国政府に対して投資企業が仕事しやすいようにということであるんですけど、先頭とは言いませんけども、企業の意見代弁者として、ある場合によっては大使館に、準大使館の役割で交渉というか、そういう立場はありますよね。

そうすると、アドバイスという受け身だけでは——受け身と言っちゃおかしいけども——もうちょっと役割、機能としていろいろあるんでないかと思うんですが。

原科委員長：

助言、指導みたいなこと？

作本審査役：

指導というか、政府としての立場を準で持っていますから、代弁すると言っちゃおかしいんでしょうけども。

仲條総務課長：

ああ、ビジネス環境みたいなこと？

作本審査役：

ビジネス環境。ええ、相手の政府に何か……。

仲條総務課長：

日系企業さんからいろんな意見が出てきますね。それを集めて、例えば電気が、電力供給が弱いとか、人を集めるのに非常に苦労していますとか、こういう制度が非常に運営上困っているという、こういうのを集めて、それをペーパーにしてうちが出すということはありません。

ただ、ここは主体的にやっているかという、取りまとめの事務局みたいなのをやって、ペーパーそのものはジェトロという名前というか、ジェトロと、例えば現地、日本商工会みたいなどの併記で出したり、あるいは商工会だけで出したりと、そんな格好になっていますね。

佐々木主幹：

ジェトロの、それは事業というよりも、役割の一つですね。それに協力する役割の一つであって、事業というのは、もちろん「なんとか協力」とは出てきますけれども、明確に定義するという事は、できないと思いますね。

作本さんが言った交渉というのは、協力であって、例えば、会議所のメンバーと一緒にやって、やる、役割ですよ。事業とは全く違うところですね。

作本審査役：

そういう意味では、企業へのアドバイス、あるいは、全国周辺で……。



佐々木主幹：

しかも、それはジェトロだけがアドバイスするわけではない。大使館、会議所、一体になって、あるいは企業と、一体になってやるわけですから、たぶん、ここで定義する役割とは、ちょっと違う。役割といいますかね。だと思っただけですけども。

松本委員：

つまり、この3の(1)、6ページですかね。3の(1)ということでもいいと思うんですけど。こういうこともされないという。

佐々木主幹：

寄与することは間違いないです。事業として予算を付けて、それを推進していくというのは……。要は、結論を言うと、これはこれで構わないと思います。寄与していくというのは間違いないと思うんですけども。明確にどれがということは、ここではちょっと書きにくいなという感じしますね。

松本委員：

例えば、7で、これはあくまで例ですけども、今後、ミャンマーが非常に重要になると。しかし、ミャンマーでは、いまだに少数民族に対する内戦状態があったり、あるいは、法律的にはなくなったとはいえ、強制労働に対する懸念がある中で、例えば、そのような情報に対して、このIFCのパフォーマンススタンダードとかをリファアーしながら、企業に対して、そういうリスクについて、しっかり説明していくというような、そういうようなことというのは、やるということですよ。やれるというか、やるというか。それをやったらいいいとは思いますが、私は。

仲條総務課長：

今ちょうど、いろいろ議論がありまして、やはり、先ほどちょっと児童という話もありましたけども、児童労働の話、やってないとか、そういったことについては、ま、企業の進出リスクの一つとして、今、リスク状況をまとめて、それを提供するようなことに向かっているという話があります。

特に、アジ研サイドでは、これの関心が極めて高いので、アジ研サイドからも「ジェトロしてもやるべきだ」という意見をいただいていますし、それを受けるかたちでそのリスクの中で、今やっているということでもあります。

この書き方は、特にずれていることではないということ……。

松本委員：

この場合、環境社会配慮に関わる情報というのは、さっき基本理念のところ書かれてい

るような環境社会配慮ということになると思うんですけど、そのリンクとしてであれば、まあ、この書き方でいいかなとは思って。

じゃあ、繰り返しになりますけど、ジェトロが手金でさっき言ったような大型インフラ案件の何か一部分に入っていくというようなことはあまりないという考えかな。

佐々木主幹：

これも、側面ですね。

吉田氏 インフラ・プラントビジネス支援課：

というか、そうですね、側面的な支援として、その相手国政府に働きかけをするというお手伝いはしています。

原科委員長：

向こうからレスがあったらということですか。向こうから要求されたらレスポンスするんであって、こっちから主導的ということはないということ？

吉田氏 インフラ・プラントビジネス支援課：

主導的というわけではなく、特に日本の企業がそういう売り込みをしようとしている場合においては、特にやっています。そこは……。

原科委員長：

要求しなくても。

吉田氏 インフラ・プラントビジネス支援課：

ええ。そうですね。関心があれば、当然。もちろん、関心がないとやってもしょうがないので、関心がある地域には、特に可能性があるということをやります。

原科委員長：

じゃあ、この表現でいいんじゃないの。

松本委員：

そういう意味では、大きな変化で、あともう一つは委託で、調査ではないタイプで、ジェトロと関わる可能性があるんですか。そういう海外の大きなインフラ事業。

3は、たぶん、調査とかいうふうになる可能性もあるんですけど、調査ではなく、ジェトロが実際の事業に、どこかからお金を、補助金なり、手当てすることもあるんじゃないですか。

佐々木主幹：

たぶん、例えば、新幹線のセミナーを、ジェトロが、やるとか。これは、先進国でやったんですけど、たまたま。途上国であっても、セミナーを組んで、支援する。例えば、講師は国交省であったり、いろいろな人をアレンジするとか、そういうバックアップ面ですね。主体で、事業としてやるという予算は、今のところ付いていない。

吉田氏 インフラ・プラントビジネス支援課：

委託って、やってないです。あれはあくまで、ジェトロの事業ですから。

仲條総務課長：

プライベートの件で、この案件形成調査に入ってくることは、ない？

吉田氏 インフラ・プラントビジネス支援課：

プライベート案件形成調査は……。

仲條総務課長：

TPP みたいな案件は。

吉田氏 インフラ・プラントビジネス支援課：

今の METI の受託の中では、TPP は範疇に入っています。

仲條総務課長：

入っている？

吉田氏 インフラ・プラントビジネス支援課：

入っています。

仲條総務課長：

それは例えば、病院みたいな話で入ってくる可能性はある？

吉田氏 インフラ・プラントビジネス支援課：

病院もかつて。そういうケースはありました。

仲條総務課長：

それは、もともと ODA みたいなのは、全然関係なくて。民間投資だけでやる、ということ

で？

吉田氏 インフラ・プラントビジネス支援課：

ええ。そういうのもあります。

仲條総務課長：

その中で、例えば鉄道みたいなのが入ってくるというのがある……。

吉田氏 インフラ・プラントビジネス支援課：

鉄道も。はい、それは入っています。

ただ、今、この案件形成調査以外の委託で、そういう、あるかという質問に対しては、どうですかね。人材開発、人材開発……。

仲條総務課長：

そこまで組める、組めないですね。実態的には。仮に要望があったとしても、難しいでしょうね。

佐々木主幹：

逆に、引く面というのはありますよね。例えば、エタノールは一時、日本でもずいぶん取り上げたんですけど、エタノールは、ご存じのようにブラジル・中南米から——中国は余力がないんで、入れるなら中南米だろうというので、ずいぶん調査があったんですが、これはもう児童労働の促進なんですよね。

アメリカなんかエタノールは足りないんですけども、輸入すればするほど、児童労働が活発になるといったら変ですけど、悪化するということで、たしかブッシュ——じゃないな——オバマの前のときに、やっぱりやめているんですね。やめているというか、これ、大々的にやるのはやめよう、というような配慮で。これは日本も同じで。だから、この調査というのは、あんまりそぐわないよというような配慮はジェトロの中でもあって。それでやれなくはないんですが「観点を変えましょう」というふうなことはあったんですね。

ですから、そういういろんな意味も含めると、この表現でまずいということはないだろうという感じはしますけど。

作本審査役：

ちょっとすいません。今、お話があったんですけど、基本的な考え方として、ちょっと今、この第Ⅱ部の全体構成、もう一回、Ⅱ部としてののを見ているんですけど、基本的な考え方が、まず冒頭に1番、最初のグループにあって。そこには、「社会的価値の向上」、これは当然のことで、これはいいと。2番目が情報公開として、こういうのがあると。これもとて

も重要だからということで、基本的な考え方2つ目で、2つでもう、ほぼ網羅したというふうな考えに立ってるんですね。

基本的な考え方、この2つで全体を構成しているのかなという、ほかにはもうないのかなというのは、その辺りがちょっと不安なんです。

あと、2番目、3番目が。出だしが、2番目については、ジェトロの配慮。3番目、企業に対する働きかけというか、ジェトロがどういうお手伝い、支援ができるかというような組み立てになっていますよね。

ですから、2番目はジェトロ自体、自身がどうかという、松本さんとの議論がこの中に入っていて。3番目は、対外的にジェトロがどうお助けできるかということで、情報提供。このところをさっき一緒に議論していたのかなと思う。あとサプライチェーン、これもちょっと今、時代としてはサプライチェーン、当然やるのがもう重要というふうになっていますから、今さら何だという、ちょっと……。あと、実践事例の紹介、こういう組み立てになっている。こういうことでよろしいんですね。

村山座長：

1の基本的な考え方で、さっきCSRの議論があったんですけど、今後、CSRが強く問われているという時代の要請があるという言い方がいいのかどうか。あと、2番目の別紙1が、2004年の経産省の資料をリファーしているんですけど、ちょっとこれ、あえて、これ、必要あるかどうかの検討していただいたほうがいいような気がしますね。当たり前の時代だというふうに思うんです、考えとしては。

それとあと、「2番の別表2」というかたちで3つの分類がされているんですけど、この内容はこれでよろしいんですかね。特に「想定されます」とか「条約の見方」。この枠組みが、一度、見直しが要るかもしれません。

作本審査役：

これは作成した人の主観もかなり入っている。「条約の見方」なんて、条約イコールこうだと、こういう項目を取り上げているし、リスト化するのには、ちょっと議論があるところなんじゃないかと思うんですね。

松本委員：

でも、分かりやすいですね。

作本審査役：

分かりやすいし、論文としてはいいんでしょうけど。学術論文としてはいいんだけど、こういうところで、これを直ちに載つけて、「そういうものですよ」と肯定できるほど、あれ、立場にあるのかなという、ちょっと不安ですね。

これ、私も研修に使わせてもらってて、便利な資料なんですけど。

村山座長：

これに関しては、ジェトロの方がつくられたんですかね。

佐々木総務部主幹：

これ、藤崎さんですね。

作本審査役：

藤崎さんだと思います。

村山座長：

それで思っているんですよ。

松本委員：

これはアカデミックというか、オペレーショナルだと思うんですよ。つまり、実務の人はいったいどうすればいいのというときに、この右側を見ればいいというふうな、そういう印象だったんですね、これをつくられたときは。なので、非常にここは議論しにくかったところなので、このペーパーが出て、結構……。

作本審査役：

分かりやすくなりますよね、確かにね。

松本委員：

ただし、現実にオペレーショナルだとは思いますが、オペレーショナルというか。

作本審査役：

私もなかなか、先ほど、同じじゃないですけど、ジェトロでの職員の研修のときに、ジェトロの事業って、どうやってかかっているんですか。何のために、この配慮の紹介を受けるんですかというところで不安。聞いている人が全く分からない。ジェトロ全体をつかんでいない——私もそうですけど——人が多い中で、この一覧表の丸印を付けたところは、とても分かりやすいんですね。ただ、この条約で謳っているかというのを結び付けたら、ちょっとかなり。論文ならいいんですけどね。本当に根拠になっているのかなと思って。

私は、ちょっと右上のほうに「国際的な条約」というところ、「参考となる」というようなところをちょっと基本的には入れたんですけどね。まあ、逃げですけども。表現では、若干あと……。

原科委員長：

自動的に、これ、分かっているみたいだね。だから、分かりやすく見えるんだけど、本当にそうなのかという。

作本審査役：

分かりやすく見えるんだけど。

村山座長：

ちょっと、今の点も含めて参考となる……。

作本審査役：

ちょっと参考になる、この件で。はい。

今の、すいません、この第Ⅱ部の構成はこれで、1、2、3……。

村山座長：

いかがでしょう。特に3番については、ご意見はまだ出てないと思いますけど。

作本審査役：

戻るような話で申し訳ないんですけど。

松本委員：

一つは、実を言うと今、佐々木さんがおっしゃったような事例というのは、年度末の報告で出てくるといいなと思うんですけど、比較的この部分の「貿易・投資促進事業の環境社会配慮報告」というのは、ちょっと何か具体性に乏しかったりするんですよ。今おっしゃったような「なるほど、そういうふうになるんだ」みたいなのが。

もし、ジェトロとしてそれが使いにくいのであれば、逆に、どういうふうにしたらそういうジェトロの実践例が報告として出てくるのかというほうが、私は若干気になっていて。この書きぶりだから書きにくいのか、それとも違うのか。私も、これでいいとは思いますが。何か、今言ったような事例が、年度末であまり出てこないのはどうしてかな、と思って、非常に気になって。

作本審査役：

あまり具体例を入れると、時の流れのスピードに合わせてジェトロは動いていますから、サプライチェーンじゃないですけど、もう次から次と、対象事業とか関心事項が移っていますよね。だから、あまり具体的に、さっきの経験事例を入れると、参考にはなるん

ですけど、それを読んだときには別のテーマが出ているといった……。

松本委員：

節電とカリサイクルの話がたくさんあるんで。もう少し、そういう事業を通じて、何がどういうふうになされてるのか、という報告が出るようなガイドラインにしたいなというのがあるんですけど。

村山座長：

きょうの資料では、この6ページの一番下にある参考資料はくっついていないですね。

佐々木主幹：

分かりました。作本さんが持ってるファイルも、付いてないですね。付いてますか？

作本審査役：

古いほうでは……。参考資料——解説というのが入っています。これ……。

佐々木主幹：

違います。それはまた別。

作本審査役：

参考資料……。一番最後に「実践資料」でいいんですか。これはあります。「環境社会配慮・CSRに係る実践事例」。

佐々木主幹：

これがついているはずなんで。次回まで用意します。申し訳ありません。

作本審査役：

ちょっと項目だけ申し上げますと、「電子機器業界の行動規範」とか、あと「グリーン調達  
の国際基準」とか、あと3番目が「化学のレスポンシブル・ケア」ですね。4番目が「木材  
製品の認証制度」。5番もありました。「適正農業規範」というやつですね。6番もあった。  
「海洋管理協議会」、こういうようなのが紹介されています。

また改めて配ります。

佐々木主幹：

それは、実際にあれですかね。例を記述されたというのは、どの辺りになりますかね。これは、多分ジェトロじゃないと思うんですけども。



作本審査役：

藤崎さんじゃないですか。

仲條総務課長：

いや、藤崎さん、やっていたことはありますが。

村山座長：

委員から用意したものじゃなかった？

佐々木主幹：

この例は当時のものですが、これを添付する必要性については、どういうふうか……。

松本委員：

私が言ったのは、年度末のご報告が、意外にちょっと何か実質的なものが少ないなと思ったので。それがもし、ガイドラインの書きぶりがそれをそうさせているなら、少し書き直したほうが良いと思いますけれども。そんなことがなければ、別にこれで良いとは思いません。

佐々木主幹：

報告とこれと、直接といいますか、環境絡みのお話であれば、スタンスに立てば、報告はもうちょっと増える可能性はありますので。そこはあまりこだわらなくても良いと思います。

原科委員長：

むしろ、委員会のときに「ありませんか」とか。

佐々木主幹：

また、工夫するようにします、今後。

松本委員：

個別に聞くとある。報告書に書いたという意見があったり。

佐々木主幹：

松本先生、さっきのエタノールの例は、結果として「聞きました」という報告がないんですね。ということなので、意外と出しにくいことはあると思いますね。

村山座長：

委員会の席で、案件形成調査の……。

あと、佐々木さんがおっしゃった、実践事例を添付するかどうかですね。議論の余地はありますよね。ずっと続いていくものだとすると。

佐々木主幹：

積み重ねていく……。

村山座長：

性格を変える……。

原科委員長：

文章で、例示ぐらいがいいですね。

作本審査役：

こういうデータを付けると、毎回これを改定していかなくちゃいけないですよ、何年のという。

原科委員長：

例えば、これみたいな表現にしておいてね。

作本審査役：

今、いろんな産業界で、こういうことを示していると思うので、だから、重要だと思うんですよ。

原科委員長：

一番の基本的な考え方、5 ページですね。(1) で、「環境社会配慮を通じた組織の社会的価値の向上」と書いてあるでしょう。この組織は、ジェトロのことを言っているわけでしょう。ジェトロの組織としての社会的活動と。文章2番のパラグラフに書いてある。

村山座長：

そうですね。

原科委員長：

うん。ただ、ジェトロって、一つに書いたほうがいいかもしれないという感じでしたよ

ね。2番目が「事業主体のジェトロ」と書いてあるでしょう。上でぱっと見ると、組織と一般に広く言っているみたいで、わざわざ下で「ジェトロ」と言ってるからね。だから、「ジェトロ」と言ったほうがいいんじゃないですかね。

作本審査役：

上のほうは、「世界の多くの企業」という出だしになっているから、一般のを言っていて、次のパラグラフが「ジェトロ」じゃないんですか。

原科委員長：

と思ったんですよ。その最初のパラグラフは、「時代背景、こうなりましたよ」ということの説明であって、その上で、「だからジェトロはそういうものを支援するのが役割だ」と。それが組織としての社会的価値を高めるという、そういう形成になっているのでね。だから、ジェトロの社会的価値の向上ということが趣旨だと、私は理解したんですけど。

作本審査役：

表題のところに入れるという意味ですか。

原科委員長：

表題だよ。「組織の」って。下でジェトロというと、上で組織としてのジェトロだと、上の組織だと、皆さん思っちゃうから。

作本審査役：

前半の文章の中に入れるという意味じゃないですね。第1パラグラフでやって、見出しのところにジェトロというふうに。

原科委員長：

うん。見出しのところで、「環境社会配慮に通じたジェトロの社会的価値の向上」というね。

村山座長：

第II部、ほかにご意見、いかがでしょう。

原科委員長：

8ページ、挙げておこうかな。

松本委員：

「CSRって何だ」みたいな議論が出ちゃった、国会で。我々から出たんじゃないで。

原科委員長：

これは、●ここでは触れないということか。これを書いておくと、また……。

村山座長：

コメントすれば、我々が書かないといけないんですけど。

作本審査役：

CSR、今、検討会、研究会、できているんですよね、またね。役所のほうで。

仲條総務課長：

企業ナントカ研究所という。役所が後ろにいますけどね。

作本審査役：

私のちょっと印象なんですけど、前に下されたこのCSRの定義というのは、どちらかという  
と、いわゆるコンプライアンスというか、企業の理念に、どちらかという、近いような  
印象を受けていたんですが。特に、この国際的な動向をフォローするのは大事なんですけ  
れども、日本の実情は、やっぱりちょっと、日本の土壌、文化だけ？ そういう説明が強  
かったと思うんですね。

これからまたCSRのこういう議論が出てくれば、これには2004年の文献が8ページ下  
に紹介されていますけど。どこを軸に我々は、CSRを、国際的あるいは国内レベルで押さ  
えるかですね。

原科委員長：

2004年、9年前だ。

作本審査役：

9年前ですか。9年前。10年経って……。

村山座長：

あえて1ページ設ける必要はないような気がしますけどもね。

作本審査役：

ある意味ではCSRって、一般的な、解説も要らないんじゃないかなという。どうですかね。

原科委員長：

どうでしょう。それは難しいところだね。コミュニケーション……。

柳副委員長：

中間報告だけど、最終のほうかしら……。

作本審査役：

これも経産省自身ではないんじゃないか。この企業の何とかと書いてありますけど。

柳副委員長：

いや、懇談会の……。

作本審査役：

最終報告というと、僕、ちょっとフォローしてないけど。最終報告ということは、これ、固めるというか、確定するいつもの報告書ですよ。

原科委員長：

うん。中間報告書と書いてあるから、今のとは違う。

松本委員：

ちょっと調べるかな。

原科委員長：

これ、調べたほうがいいですよ。

作本審査役：

調べたほうがいいですよ。

村山座長：

本文の中では、6 ページの一番下の（3）に、「CSR 活動とは」というふうに書いていますね。何か、この程度でもいいのかもしれないですし。

原科委員長：

いや、解説というのは、これ、別紙を引用してるんだよ。

村山座長：

引用する必要があるかどうか。

原科委員長：

いや、だから、その文章を書くスペースが要るからでしょう。

私は、コミュニケーションの問題でと、きちんと書いておいたほうがいいように思いますけど。こういうのは言葉がどんどん、それぞれ勝手になっていって、食い違ってきちゃうから。

作本審査役：

時間がもう12時になってきましたけども、第Ⅲ部のところで、もう一回これで、一応……。

村山座長：

今日はもう……。

作本審査役：

無理ですので、これでもう、取りあえず区切りは付けると。

次回、Ⅲ部のところで追加があれば、というところから……。

佐々木主幹：

そうですね。

村山座長：

Ⅲ部、まだ議論していない。

作本審査役：

ごめんなさい。Ⅱ部のところです。ごめんなさい。

佐々木主幹：

いくつか、現時点での修正点を出して、それをやるか、それをちょっと後に回してⅢにするか。そこはちょっと、やってみて、またちょっと座長にもご連絡しながら、進行の仕方を検討していきたいと思うんですけども。

ちょっと今日、「次回、こうやります」というのは難しいので。

村山座長：

一応、今日出た点については事務局で、基本的には案をつくっていただいて。ただ、環境社会配慮の範囲に関して、なお書きについては柳先生に。その点だけです。

では、次回の日程を決めましょうか。

<次回会合日程決定>

佐々木主幹：

村山先生、実はうちの内部の、会議その他のスケジュールを調べましたら、27がちょっと難しくて。ごめんなさい、26と27がまずい。28は大丈夫、2月の。

村山座長：

そうすると、候補の一つが2月28日木曜日。

佐々木主幹：

そうですね。以後、以降になりますね。28から始まって、その後ろで、できるだけ多い出席者。

村山座長：

じゃあ、例えば28は、いかがでしょうか。私は、午前であれば大丈夫ですけど。

原科委員長：

大丈夫ですよ。

村山座長：

よろしいですか。

村山座長：

じゃあ、次の日の金曜日。

作本審査役：

午後はうちが入っています。

村山座長：

ですよ。

作本審査役：

ええ。

村山座長：

私も午後はだめです。午前中だといいんです。

柳副委員長：

その次は、ちょうど午前中も予定が入っています。

村山座長：

ああ、そうですか。次の週でもいいですかね。どちらかにしたいと思います。

佐々木主幹：

これ、私ども、3月の4の週は全部……。

原科委員長：

じゃあ、28？

村山座長：

28。

佐々木主幹：

28日ですかね。

村山座長：

28にしますか。ちょっと——申し訳ないですけども。じゃあ、28日午前中10時から。

佐々木主幹：

はい。

原科委員長：

今日と同じね。

佐々木主幹：

はい。

村山座長：

では、よろしく願いいたします。



作本審査役：

ありがとうございます。

村山座長：

それでは、きょうの会合はこの辺りでよろしいでしょうか。何かほかに、よろしいですか。

柳副委員長：

この資料の7つ、回収になっていて、皆書き込みがあるから、またコピーしないようにという意味ですよね。

佐々木主幹：

もし書き込みがあれば、それをお持ち帰りいただいても結構ですけれども。

柳副委員長：

また使うんだったら、これに「柳用」とか書いておけばいいだけの話ですね。

原科委員長：

これ、何度も印刷するの、もったいないから。

柳副委員長：

そういう意味ですよね。

原科委員長：

持って帰ってもいいんだったら……。

柳副委員長：

うん。持って帰っても、次、忘れないように。

佐々木主幹：

それ、前回ご指摘がありましたので。

原科委員長：

書き込んだからな、これに。

松本委員：

マイガイドラインに。

柳副委員長：

毎回、ほかの人にやったら、どんどんいろいろ書き込んで。

村山座長：

では、ほかになれば、これで終わらせていただきます。/////////<終了>////////